

# 収支報告書の記載要領 及び記載例等について

## 目 次

1	収支報告書の提出	1
2	収支報告書の記載要領	6
	(参考1) 収入・支出項目の分類基準表	52
	(参考2) 会計帳簿の備付け及び記載	58
	(参考3) 政治資金の授受の制限	70
	(参考4) 個人献金に対する課税上の優遇措置	76
	(参考5) 収支報告関係の罰則	80

岡山県選挙管理委員会事務局

# 1 収支報告書の提出

## (1) 提出時期

政治団体の会計責任者は、毎年12月31日現在でその年の収支報告書を作成し、翌年の3月31日（ただし、その間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合には、4月30日）までに提出してください。

なお、期限の日が閉庁日にあたる場合は翌開庁日が期限の日となります。政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第19条の7に規定する国会議員関係政治団体にあつては、翌年の5月31日（ただし、その間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合には、6月30日）までに提出してください。

※ 収入及び支出が「0」であっても提出する必要があります。

※ 提出期限直前は混み合いますので、なるべく早めに提出してください。

※ 法第19条の7に規定する国会議員関係政治団体

ア 国会議員に係る公職の候補者が、代表者である政治団体

イ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18第1項第4号に該当する政治団体（いわゆる寄附金控除制度の適用を受ける政治団体）のうち、特定の国会議員に係る公職の候補者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体

なお、政党の支部で、国会議員に係る選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられるもののうち、国会議員に係る公職の候補者が代表者であるものは、アの政治団体とみなされます。ただし、政党本部や派閥、政策研究団体などは国会議員関係政治団体から除かれています。また、「国会議員に係る公職の候補者」には、現に国会議員の職にある者及び国会議員に係る公職の候補者となろうとする者を含みます。

## (2) 提出先

岡山県選挙管理委員会

なお、収支報告書の提出時に不備等が判明し、訂正を行う場合は、会計責任者（解散の場合はあわせて代表者）の印鑑（宣誓書に押印したものと同一もの）を御持参ください。

（印鑑の持参については、収支報告書に印鑑を用いない場合は不要です。（5）参照。）

## (3) オンライン（電子手続）による提出

国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書及び政治資金監査報告書の提出については、電子申請により行うよう努めるものとされており（法第19条の15）、「政治資金関係申請・届出オンラインシステム」を利用したオンラインによる収支報告書の提出が可能です。

なお、国会議員関係政治団体以外の団体も「政治資金関係申請・届出オンラインシステム」を利用したオンラインによる収支報告の提出が可能ですので、積極的に御利用ください。

政治資金関係申請・届出オンラインシステム

<https://kyoudou.soumu.go.jp/kyoudou/GK020101>

また、会計帳簿と連動して自動的に収支報告書を作成でき、かつ、電子申請により収支報告書を提出することができるソフトウェアを以下のホームページからダウンロードし、利用することができます。

#### 会計帳簿・収支報告書作成ソフト（総務省ホームページ）

<https://kyoudou.soumu.go.jp/kyoudou/GK020101>

（上記「政治資金関係申請・届出オンラインシステム」のメインメニュー「ダウンロード」内）

#### (4) 記載事項

収支報告書には、次の事項を記載しなければなりません。

ア その年の収入・支出の総額

イ 総務省令で定める項目別の金額

この「総務省令で定める項目」とは、収入にあつては、個人が負担する党費又は会費、寄附（法人その他の団体が負担する党費又は会費は寄附とみなされ、寄附に含まれます。以下同じ。）、機関紙誌の発行その他の事業による収入、借入金、本部又は支部から供与された交付金に係る収入及びその他の収入とし、支出にあつては、人件費、光熱水費、備品・消耗品費、事務所費、組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金及びその他の経費をいいます。

ウ 次に掲げる事項

(ア) 収入については、次に掲げる事項

a 個人が負担する党費又は会費については、その金額及びこれを納入した者の数

b 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者の氏名、住所及び職業（団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び収受の年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社（主たる構成員が外国人又は外国法人である日本法人のうち上場会社であつてその発行する株式が金融商品取引所において5年以上継続して上場されているもの（新設合併又は株式移転により設立された株式会社の上場期間と合併により消滅した会社又は株式移転をした会社のうち上場期間が最も短いものの上場期間とを合算した期間が5年以上であるものを含む。）をいう。以下同じ。）であるときはその旨

c 同一の者によってあつせんをされた寄附で、その金額の合計額が年間5万円を超えるものについては、そのあつせんをした者の氏名、住所及び職業並びに当該あつせんに係る寄附の金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日

d 政党匿名寄附（街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において政党又は政治資金団体に対してする寄附でその金額が1,000円以下のもの。以下同じ。）については、同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに、その金額の合計額並びに当該年月日及び場所

e 機関紙誌の発行その他の事業による収入については、その事業の種類及び当該種類ごとの金額

f 機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち、特定パーティー（政治資金パーティーのうち、当該政治資金パーティーの対価に係る収入の金額が1,000万円以上であるも

のをいう。以下同じ。)又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーの対価に係る収入がある場合においては、これらのパーティーごとに、その名称、開催年月日、開催場所及び対価に係る収入の金額並びに対価の支払をした者の数

- g 一の政治資金パーティーの対価に係る収入(報告書に記載すべき収入があった年の前年以前における収入を含む。)のうち、同一の者からの政治資金パーティーの対価の支払で、その金額の合計額が20万円を超えるものについては、その年における対価の支払について、当該対価の支払をした者の氏名、住所及び職業並びに当該対価の支払に係る収入の金額及び年月日
- h 一の政治資金パーティーの対価に係る収入(報告書に記載すべき収入があった年の前年以前における収入を含む。)のうち、同一の者によって対価の支払のあつせんをされたもので、その金額の合計額が20万円を超えるものについては、その年における対価の支払のあつせんについて、当該対価の支払のあつせんをした者の氏名、住所及び職業並びに当該対価の支払のあつせんに係る収入の金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日
- i 借入金については、その年に借り入れたものの借入先及び当該借入先ごとの金額
- j 当該政治団体の本部又は支部から供与された交付金に係る収入については、供与された交付金に係る収入の総額、その本部又は支部の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び年月日
- k その他の収入については、1件当たりの金額(数回にわたってされたときは、その合計金額)が10万円以上のものについて、その基因となった事実並びにその金額及び收受の年月日

(イ) 支出については、次に掲げる事項

- a 人件費、光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費以外の支出(ただし、資金管理団体にあつては、資金管理団体として指定されていた期間中に行つた支出のうち人件費以外の支出)で、1件当たりの金額(数回にわたってされたときは、その合計金額)が5万円以上のものについて、その支出を受けた者の氏名及び住所(団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日
- b 上記aについて、法第19条の7に規定する国会議員関係政治団体である間に行つた支出にあつては、人件費以外の支出で、1件当たりの金額(数回にわたってされたときは、その合計金額)が1万円を超えるものについて、その支出を受けた者の氏名及び住所(団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日
- c 当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、供与した交付金に係る支出の総額、支出項目の別、供与を受けた本部又は支部の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び年月日

(ウ) 12月31日において有する資産等(次に掲げる資産及び借入金をいう。以下同じ。)について、当該資産等の区分に応じ、次に掲げる事項

(注)平成19年8月6日から、資金管理団体は、土地若しくは建物の所有権又は建物の所有を目的とする地上権若しくは土地の賃借権を取得し、又は保有してはならないとされましたが、同日前から引き続き所有している不動産(次のaからcまでをいい、これと密

接に関連する不動産を含む。)については適用しないものとし、12月31日現在で資金管理団体として指定されている場合には、同日において有する資産等のうち不動産については、用途その他の個々の利用の現況を収支報告書様式(その19)に記載しなければなりません。

- a 土地…所在及び面積並びに取得の価額及び年月日
- b 建物…所在及び床面積並びに取得の価額及び年月日
- c 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権  
…当該権利に係る土地の所在及び面積並びに当該権利の取得の価額及び年月日
- d 取得の価額が100万円を超える動産  
…品目及び数量並びに取得の価額及び年月日
- e 預金又は貯金(普通預金、当座預金及び普通貯金を除く。)  
…預金又は貯金の残高
- f 金銭信託  
…信託している金銭の額及び信託の設定年月日
- g 金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第1項及び第2項に規定する有価証券(金銭信託の受益証券及び受益権を除く。)  
…種類、銘柄及び数量並びに取得の価額及び年月日
- h 出資による権利  
…出資先並びに当該出資先ごとの金額及び出資年月日
- i 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金  
…貸付先及び貸付残高
- j 支払われた金額が100万円を超える敷金  
…支払先並びに当該支払われた敷金の金額及び支払年月日
- k 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利  
…種類及び対象となる施設の名称並びに取得の価額及び年月日
- l 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金  
…借入先及び借入残高

なお、収支報告書の記載について、所得税法上の寄附金控除の規定の適用を受ける場合は、上記ウの(ア)のbによる記載すべき寄附以外の寄附であっても、上記ウの(ア)のbの例により報告する必要があります(参考4(76頁)参照)。

#### エ 添付書類

収支報告書を提出する際には、領収書等の写し(当該領収書等を複写機により複写したものに限る。以下同じ。)及び宣誓書のほか、政党本部及び政治資金団体にあつては、会計監査を行う者の監査意見を記載した書面を添付しなければなりません。

なお、国会議員関係政治団体にあつては、登録政治資金監査人による政治資金監査報告書を添付しなければなりません。

**登録政治資金監査人の登録一覧(政治資金適正化委員会ホームページ)**

[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/singi/seiji\\_tekisei/touroku\\_seiji\\_ichiran.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/seiji_tekisei/touroku_seiji_ichiran.html)

(5) 押印の取扱い

ア 政治団体の手続に必要な書類には、これまで一律に書面への記名押印を求めていたところですが、令和3年の政治資金規正法施行規則（昭和50年自治省令第17号）の改正により、押印によらず、本人確認書類の提示、書面等により、書類の真正性を確認することが可能となりました。

イ 記名押印又は会計責任者（解散の場合はあわせて代表者）本人の署名のない場合には、次の(ア)又は(イ)により本人確認を行いますので、御留意願います。

(ア) 会計責任者（解散の場合はあわせて代表者）の本人確認書類（個人番号カード、旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証等。以下同じ。）の提示又は提出

(イ) 代理人が届け出る場合には委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出

(6) 記載要領

「2 収支報告書の記載要領」を参照してください。

なお、記載要領中の各様式間の記載例と金額は必ずしも一致していませんので御注意ください。

また、記載に当たっては、ボールペン、万年筆等を使用し、**消すことができるペン**は使用しないでください。

(7) 無届団体とみなす措置

政治団体として設立届出をしているものであっても、2年間にわたり収支報告書の提出を怠った場合には、2年目の提出期限を経過した日以後においては、政治活動のために寄附を受け、又は支出することが禁止されます。

(8) 収支報告書の公表

提出された収支報告書は、法第20条に基づき、スキャナ読込し電子化したPDFファイルを、岡山県選挙管理委員会事務局ホームページにおいて公表します。

なお、2以上の都道府県を活動区域とする政治団体の収支報告書については、総務省において公表されることとなります。

**岡山県選挙管理委員会事務局ホームページ**

<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/156/>

(9) 問合せ先

収支報告書の提出について不明な点があれば、岡山県選挙管理委員会までお問い合わせください。

(問合せ先) 〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6  
岡山県選挙管理委員会  
電話 086-226-7273 (直通)

## 2 収支報告書の記載要領

- (1) この報告書は、毎年12月31日（解散等の場合には、その日）現在で、その年における全ての収入及び支出（当該政治団体のために、その代表者又は会計責任者と意思を通じてされた支出を含む。）の総額、項目別の金額及び資産等並びに以下に掲げる事項（これらの事項がないときは、その旨）を記載してください。
- (2) 収入とは、金銭、物品、不動産その他の財産上の利益の収受で、法第8条の3各号に掲げる方法による運用のために供与し、又は交付した金銭及び有価証券の当該運用に係る当該金銭等に相当する金銭等の収受以外のものをいい、支出とは、金銭、物品、不動産その他の財産上の利益の供与又は交付で、法第8条の3各号に掲げる方法による運用のためにする金銭及び有価証券の供与又は交付以外のものをいいます。なお、金銭以外の財産上の利益にあつては、これを時価に見積もった金額を記載し、その根拠を「備考」欄に記載してください。

### ※政治資金規正法第8条の3

政治団体はその有する金銭等を、公職の候補者はその者が政党から受けた政治活動に関する寄附その他の政治資金に係る金銭等を、次に掲げる方法以外の方法により運用してはならない。

一 銀行その他の金融機関への預金又は貯金

二 国債証券、地方債証券、政府保証債券（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）又は銀行、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券の取得

三 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）第1条第1項の認可を受けた金融機関への金銭信託で元本補填の契約のあるもの

- (3) 本年の収入額、支出額がともに「0」で12月31日において有する資産が無い場合は、【様式その1、その2、その17、その20】のみ提出してください。

- (4) 様式（その1）について

ア 「政治団体の名称」、「主たる事務所の所在地」、「代表者の氏名」及び「会計責任者の氏名」の欄は、政治団体設立届により届け出た名称等（変更があつた場合は収支報告書の提出時点において異動届により届け出ている名称等）を記載すること。会計責任者に事故があるときなどは、「会計責任者の氏名」の欄は、会計責任者の職務代行者の氏名を記載すること。

イ 「政治団体の区分」、「活動区域の区分」、「資金管理団体の指定の有無」及び「国会議員関係政治団体の区分」の欄は、政治団体の設立届及び異動届により届け出た区分並びに当該政治団体について、資金管理団体としての指定の届出がなされているか否かにより、また、国会議員関係政治団体として届出がなされているか否かにより、該当するものの「□」内に「レ」を記入すること。

ウ 「公職の候補者等」（注1）に係る「資金管理団体」（注2）にあつては、「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「□」については、12月31日現在で資金管理団体として指定されている場合には「有」の「□」に「レ」を記入し、12月31日現在で資金管理団体として指定されていない場合には「無」の「□」に「レ」を記入すること。さらに、「資金管理団体の

指定の有無」欄の中の「公職の種類」及び「資金管理団体の届出をした者の氏名」は、12月31日現在で資金管理団体として指定されている場合にのみ記載すること。

この場合において、「公職の種類」には、衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の区分により、「選挙区名」については、選挙区の区分のある、国会議員、県議会議員、岡山市議会議員の場合のみ記載すること。なお、12月31日現在での国会議員関係政治団体に関する特例規定（法第19条の9の規定をいう。以下同じ。）の適用の有無にかかわらず、記載すること。

エ 「資金管理団体の指定の期間」欄には、12月31日現在での資金管理団体の指定の有無にかかわらず、当該年中において一部の期間のみ資金管理団体として指定されていた場合に、その期間を記載すること。この場合において、当該年中に資金管理団体として指定され、その後、12月31日まで資金管理団体として指定されていたときには、資金管理団体として指定された日から12月31日まで、1月1日現在で資金管理団体として指定されており、その後当該年中に資金管理団体の指定を取り消されたときには、1月1日から資金管理団体の指定を取り消された日まで、というように記載すること。また、1月1日から12月31日まで通年で資金管理団体として指定されていた場合には記載を要しないこと。なお、当該年中における国会議員関係政治団体に関する特例規定の適用の有無にかかわらず、記載すること。

オ 「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の「□」については、「政治団体の区分」欄の中の該当する「□」に「レ」を記入した上で、12月31日現在で法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体として国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には「政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体」の「□」に「レ」を記入し、12月31日現在で同項第2号に係る国会議員関係政治団体として国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には「政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体」の「□」に「レ」を記入すること。さらに、「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の「公職の候補者の氏名」及び「公職の種類」は、12月31日現在で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合にのみ記載すること。この場合において、同項第1号に係る国会議員関係政治団体であるときは「公職の候補者の氏名」にその代表者である公職の候補者の氏名を、「公職の種類」にその代表者である公職の候補者に係る公職の種類を、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員（㊦）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員（㊧）」の例により記載し、同項第2号に係る国会議員関係政治団体であるときは「公職の候補者の氏名」に同号の公職の候補者の氏名を、「公職の種類」に当該公職の候補者に係る公職の種類を、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員（㊦）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員（㊧）」の例により記載すること。なお、12月31日現在での資金管理団体の指定の有無にかかわらず、記載すること。

カ 「国会議員関係政治団体に関する特例規定の適用期間」欄には、12月31日現在での国会議員関係政治団体に関する特例規定の適用の有無にかかわらず、当該年中において一部の期間のみ国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合に、その期間を記載すること。この場合において、当該年中に国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されることとなり、その後、12月31日まで国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されてい

たときには、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されることとなった日から12月31日まで、1月1日現在で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されており、その後、当該年中に国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されなくなったときには、1月1日から国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されなくなった日まで、というように記載すること。また、1月1日から12月31日まで通年で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には記載を要しないこと。なお、当該年中における資金管理団体の指定の有無にかかわらず、記載すること。

(その1)

## 収 支 報 告 書

政治団体設立届等の届出内容により記載のこと

1 政治団体の名称 うみのやまおこうえんかい 海野山男後援会

2 主たる事務所の所在地 岡山市北区山下1-1-1 ABCビル3階

3 代表者の氏名 海野 山男

4 会計責任者の氏名 乙野 二郎

事務担当者の氏名 丙野 三郎

電話番号 (086) 299-0000

12月31日時点の状況を記載のこと

※ 報告対象年の収入額、支出額がともに「0」の場合は、様式（様式その1、その2、その17及びその20）のみ提出してください。

（この欄は記入しないこと。）  
 国会議員、県議会議員、岡山市議会議員のみ記載のこと  
 解散

（受付印）

（※）選挙区名 岡山市北区・加賀郡選挙区

公職の種類 岡山県議会議員 (現・候)

資金管理団体の届出をした者の氏名 海野 山男

※選挙区の欄は、選挙区がある場合にのみ記入。

（※）資金管理団体の指定の期間  
 令和 年 月 日 から  
 令和 年 月 日 まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消をした場合のみ記入。

令和 ☆ 年分 ※該当箇所を記入すること

政治団体の区分  
 政党  
 政党の支部  
 政治資金団体  
 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体  
 その他の政治団体  
 その他の政治団体の支部

活動区域の区分  
 2以上の都道府県の区域等  
 同一の都道府県の区域内

国会議員関係政治団体の区分  
 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体  
 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 \_\_\_\_\_

公職の種類 (現・候) \_\_\_\_\_

（※）国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間  
 令和 年 月 日 から  
 令和 年 月 日 まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体の指定・取消をした場合のみ記入。

### （注1） 「公職の候補者等」

衆議院議員、参議院議員、都道府県の議会の議員若しくは都道府県知事又は市町村の議会の議員若しくは市町村長の選挙に係る候補者及び候補者となろうとする者並びにこれらの現職。

### （注2） 「資金管理団体」

公職の候補者等が、その者のために政治資金の拠出を受けるべき政治団体として、その者がその代表者である政治団体のうちから指定した一の政治団体で、都道府県選挙管理委員会又は総務大臣に届け出たもの。

(5) 様式 (その2) について

- ア 前年からの繰越額は、前年の報告書を確認の上、記載すること。
- イ 個人が負担する党費又は会費については、その金額及びこれを納入した者の数を記載すること。
- ウ 寄附（法人その他の団体が負担する党費又は会費を含み、政党匿名寄附を除く。以下同じ。）については、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ項目ごとに総額を記載するものとし、寄附のうちあっせんに係るものについては、その総額を記載すること。
- エ 資金管理団体の指定を受けている団体にあつては、個人からの寄附のうち、「特定寄附」（注）については、個人からの寄附の内書としてその総額を記載すること。  
また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
- オ 政党匿名寄附については、その総額を記載すること。  
（注）「特定寄附」

資金管理団体の届出をした公職の候補者等が、その者が公職の候補者等である間に政党から受けた政治活動に関する寄附に係る金銭等の全部又は一部に相当する金銭等を当該資金管理団体に対してする寄附のことをいう。

(その2)

## 収 支 の 状 況

1 収支の総括表

<b>収 入 総 額</b> . . . . .	前年の報告書を確認の上、記載してください。 繰越のない場合は「0」としてください。	2	1	3	2	0	0	0	0
（前年からの繰越額） . . . . .									1 5 0 0 0
（本年の収入額） . . . . .	「2 収入項目別金額の内訳」の合計額	2	1	3	0	5	0	0	0
<b>支 出 総 額</b>	(1) 個人の負担する党費又は会費								
<b>翌年への繰越額</b>	(2) 寄附	1	4	2	3	4	9	0	0
	(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入			7	0	8	5	1	0
	(4) 借入金								
	(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入								
	(6) その他の収入								

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費		1	0	0	0	0	0	0
金 額 . . . . .								
員 数 (党費又は会費を納入した人の数) . . . . .	党費又は会費を納入した者の数 (延人数ではなく、実人員) を記載してください。							1 0

(2) 寄 附

ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額		備 考
(7) 個人からの寄附	2	9 2 0 0 0 0	内訳は様式(その7)に記載してください。 当該政治団体の本部又は支部から供与された交付金に係る収入については、様式(その5)に記載してください。(P12参照)
（うち特定寄附）		2 5 0 0 0 0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附		0	
(ウ) 政治団体からの寄附	1	2 1 0 0 0 0	
小計 (7) + (イ) + (ウ)	4	1 3 0 0 0 0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	1	1 0 0 0 0 0	
イ 政党匿名寄附		0	
合計 (ア + イ)	4	1 3 0 0 0 0	

(6) 様式 (その3) について

ア 機関紙誌の発行その他の事業による収入については、その事業の種類及び当該事業の種類ごとの年間の収入金額を記載すること。

イ 「事業の種類」欄には、機関紙誌の発行及び政治資金パーティー開催事業にあつては、事業の種類を「甲機関紙」、「乙機関雑誌」、「甲政治資金パーティー開催事業」、「乙政治資金パーティー開催事業」というように細分した上で記載し、その他の事業にあつては、「その他の催物事業」というように記載すること。

なお、政治資金パーティーを開催した場合は、「備考」欄に開催年月日、開催場所（開催施設の所在地及び名称）を記載すること。

ウ 政治資金パーティーを他の政治団体と共同で開催した場合にあつては、その旨及び当該他の政治団体の名称を「備考」欄に記載すること。

エ オンラインセミナー等、ホテル等に人を集めずオンラインで開催するものは、政治資金パーティーに該当しないと考えられるが、対価を徴収して実施するのであれば、機関紙誌の発行その他の事業にあたると思われるため、政治資金パーティー以外の事業として記載すること。

(その3)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入												
事業の種類	金額									政治資金パーティー 該当・非該当		備考
	十 億	百 万	千	円	百	十	百	十	円	該 当	非 該 当	
〇〇政治資金パーティー開催事業		1	5	0	0	0	0	0	0	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令和☆年8月13日 岡山市△区〇〇町1-1 ××ホテル☆の間
△△機関紙			2	5	0	0	0	0	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
金額の多少にかかわらず、 全てについて記載										<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
										<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
										<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
										<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
										<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
										<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
										<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
										<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
										<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
										<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
この頁の小計		1	5	2	5	0	0	0	0			
合計		1	5	2	5	0	0	0	0			

(注1) 全ての事業収入を記載してください。  
(注2) 同一の事業収入は一行に計上してください。  
(注3) 「政治資金パーティー 該当・非該当」欄には、その事業が政治資金パーティーに該当するか否かについて、当てはまる方の□に☑をしてください。  
(注4) 政治資金パーティーにあつては、備考欄に開催年月日、開催施設の所在地及び名称を記載してください。  
(注5) 政治資金パーティーのうち、特定パーティー（対価に係る収入の金額が1,000万円以上であるもの）については、(その10) に詳細を再掲してください。  
(注6) 「合計」欄は最終頁に記載してください。



(8) 様式 (その5) について

当該政治団体の本部又は支部から供与された交付金に係る収入については、交付金を供与した本部又は支部ごとに、その名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与を受けた年月日を該当欄に記載すること。なお、本部が支部から受けた収入、支部が本部から受けた収入の記載のみではなく、支部がその他の支部から受けた収入がある場合も記載すること。

また、当該交付金については、「政治団体からの寄附」又は「その他の収入」には計上しないこととなるので、注意すること。

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入															
交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額										年 月 日		主たる事務所の所在地	備 考	
	十	百	千	万	千	百	十	円	分	秒	年	月			
海野山男後援会東京本部				1	0	0	0	0	0	0	☆	4	20	東京都〇〇区〇〇町1-1-1	
海野山男後援会〇〇支部					5	0	0	0	0	0	☆	6	24	〇〇県△△郡〇〇町2-2	
交付金を供与した本部又は支部ごとに記載															
この頁の小計				1	5	0	0	0	0	0					
合 計				1	5	0	0	0	0	0					

(注1) 当該交付金については、「政治団体からの寄附」又は「その他の収入」には計上しないこととなります。  
(注2) 同一本部・支部（選管等へ届け出たものに限る。）からの交付金が複数ある場合は「名寄せ」して年月日順に記載し、「計」を入れてください。「合計」欄は最終頁に記載してください。



(10) 様式 (その7) について

- ア 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるもの(5万1円以上)については、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告しても差し支えないものであること。ただし、個人が行った寄附で、課税上の優遇措置を受けようとするときには必ず記載しておくこと。
- イ 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別葉とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、該当する区分に○をつけること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
- ウ 個人からの寄附のうち、特定寄附(9頁参照)については、例えば、海野山男が当該資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「**特** 海野山男」というように記載すること。また、遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。
- エ 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
- オ 事務所、労務、物品などの無償提供を受けた場合は「寄附」に該当する可能性があり、「寄附」に該当する場合は、時価に見積もった金額を収入に計上し、また、年間5万円を超えるものにあつては、明細を記載し、備考欄に「事務所の無償提供」などと記載すること。さらに同額を「その他の経費」として支出に計上し、「支出の目的」欄には「金銭以外のものによる寄附相当分」と記載すること。
- カ 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記アにより、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。
- キ 同一者から複数回寄附を受けた場合は、寄附をした者(団体等)ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「計」を入れること。
- ク 法人その他の団体からの寄附については、政党又は政治資金団体のみ受けることができる。

(その7)

(1, 2, 3のいずれかに○をつけてください)

住所が町村である場合は、都道府県名又は郡名から記入願います。岡山市等政令市にあっては区名の記入漏れがないようお願いいたします。

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分			1. 個人			2. 法人・その他の団体			3. 政治団体			
寄附者の氏名(又は名称)	金 額				年 月 日	住 所 (又は所在地)			職 業 (又は代表者の氏名)			備 考				
甲野 乙夫			10000	0000	☆	4	20	岡山市北区山下2-3-8			農業					
乙野 丙男			50000	0000	☆	6	6	岡山県〇〇郡〇〇町中山2100			会社員					
岡山 太郎			10000	0000	☆	7	8	△△県〇〇郡〇〇町上山100			会社役員					
特 海野 山男			25000	0000	☆	9	20	岡山市北区山下2-2-2			岡山県議会議員					
甲野 太郎			70000	0000	☆	10	3	岡山市〇区下山1-1-1			会社員					
年間5万円を超える寄附について記載 (5万円以下を記載してもよい。)				<p>(注) 公職の候補者又は候補者となろうとする者(公職にある者を含む。)は、次に掲げる選挙前の一定期間、その者の後援団体(いわゆる後援会等、ただし資金管理団体を除く。)に対する寄附が禁止されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・任期満了による選挙の場合………任期満了の日前90日に当たる日から選挙の期日まで(公職選挙法第34条の2第2項の規定による告示がなされた場合にあつては、任期満了の日前90日に当たる日又は当該告示がなされた日の翌日のいずれか早い日から選挙の期日まで)</li> <li>・衆議院の解散による選挙の場合………解散の翌日から選挙の期日まで</li> <li>・その他の場合………選挙を行うべき事由が生じた旨の告示があつた日の翌日から選挙の期日まで</li> </ul> <p>(公職選挙法第199条の5第3項)</p>												
課税上の優遇措置を受けようとする場合は、5万円以下であっても記載が必要				年間5万円以下の寄附について、その合計額を記載												
対象となる団体は、政党・政治資金団体及び国会議員・県議会議員及び知事並びに指定都市の議会議員及び市長を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体等に限られる。				年間5万円以下の寄附について、その合計額を記載												
この頁の小計				2820000	(注1) 同一者から年間5万円超(5万1円以上)の寄附は個別に記載してください。											
その他の寄附				1000000	(注2) 同一者から複数回寄附を受けた場合は、寄附をした者(団体等)ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「計」を入れてください。											
合 計				2920000	(注3) 「その他の寄附」及び「合計」欄は、寄附者の区分(個人、法人・その他の団体又は政治団体)ごとに、最終頁に記載してください。											
					(注4) 同一本部・支部(選挙等へ届け出たものに限る。)からの寄附や交付金は、(その5)に記載してください。											

(その7)

(1, 2, 3のいずれかに○をつけてください)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分			1. 個人			2. 法人・その他の団体			3. 政治団体			
寄附者の氏名(又は名称)	金 額				年 月 日	住 所 (又は所在地)			職 業 (又は代表者の氏名)			備 考				
(株)海山商事			10000	0000	☆	4	8	岡山市北区山下〇〇			海山 甲男					
年間5万円を超える寄附について記載 (5万円以下を記載してもよい。)				平成12年1月1日から、法人・その他の団体からの寄附については、政党・政治資金団体のみが受けることができるとされています。												
年間5万円以下の寄附について、その合計額を記載				年間5万円以下の寄附について、その合計額を記載												
この頁の小計				1000000	(注1) 同一者からの年間5万円超(5万1円以上)の寄附は個別に記載してください。											
その他の寄附				1000000	(注2) 同一者から複数回寄附を受けた場合は、寄附をした者(団体等)ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「計」を入れてください。											
合 計				1100000	(注3) 「その他の寄附」及び「合計」欄は、寄附者の区分(個人、法人・その他の団体又は政治団体)ごとに、最終頁に記載してください。											
					(注4) 同一本部・支部(選挙等へ届け出たものに限る。)からの寄附や交付金は、(その5)に記載してください。											

(その7)

(1, 2, 3のいずれかに○をつけてください)

(7) 寄附の内訳										寄附者の区分					
										1.個人	2.法人・その他の団体	3.政治団体			
寄附者の氏名(又は名称)	金額									年月日	住所(又は所在地)	職業(又は代表者の氏名)	備考		
	十	百	千	万	円	角	分	厘	毫						
A政治連盟				2	0	0	0	0	0	☆	5	20	広島県福山市中上1234	山川 次郎	
"				2	0	0	0	0	0	☆	7	21	"	"	
"				2	0	0	0	0	0	☆	9	21	"	"	
小計				6	0	0	0	0	0						
B政治連盟				1	0	0	0	0	0	☆	6	30	兵庫県神戸市○○区下中4321	田中 太郎	
"				2	0	0	0	0	0	☆	8	31	"	"	
"				3	0	0	0	0	0	☆	10	28	"	"	
小計				6	0	0	0	0	0						
年間5万円を超える寄附について記載(5万円以下を記載してもよい。)										住所が県外の場合は、都道府県名から記入願います。政令市にあっては区名の記入漏れがないように願います。					
										年間5万円以下の寄附について、その合計額を記載					
この頁の小計				1	2	0	0	0	0						
その他の寄附					1	0	0	0	0						
合計				1	2	1	0	0	0						

(注1) 1つの年間5万円超(5万1円以上)の寄附は個別に記載してください。  
(注2) 1者から複数回寄附を受けた場合は、寄附をした者(団体等)ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「計」を入れてください。  
(注3) 「その他の寄附」及び「合計」欄は、寄附者の区分(個人、法人・その他の団体又は政治団体)ごとに、最終頁に記載してください。  
(注4) 同一本部・支部(選挙等へ届け出たものに限る。)からの寄附や交付金は、(その5)に記載してください。

(11)様式 (その8) について

同一の者によって寄附のあっせんをされた寄附で、その金額の合計額が年間5万円を超えるもの(5万1円以上)については、その寄附のあっせんをした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附のあっせんに係る寄附の金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日を記載するものとし、記載の要領は(10)に準じて記載すること。なお、年間5万円以下の寄附のあっせんに係る寄附についても必要に応じ報告しても差し支えないこと。

(その8)

(1, 2, 3のいずれかに○をつけてください)

(8) 寄附のうち寄附のあっせんによるものの内訳										寄附のあっせん者の区分		
寄附のあっせん者の氏名(又は名称)	金 額						提 供 年 月 日	集 め た 期 間	住 所 ( 又 は 所 在 地 )	職 業 ( 又 は 代 表 者 の 氏 名 )	備 考	
	十 圓	百 圓	千 圓	千 圓	百 圓	十 圓						1. 個人
甲山 乙夫			1	0	0	0	0	☆ 10 10	R☆.10.1~☆.10.8	〇〇市上下1234	会社員	
この頁の小計			1	0	0	0	0					
その他の寄附			1	0	0	0	0					
合 計			1	1	0	0	0					

年間5万円を超える寄附について記載  
(5万円以下を記載してもよい。)

年間5万円以下の寄附について、その合計額を記載

(注1) 同一の者によって寄附のあっせんをされた年間5万円超(5万1円以上)の寄附は個別に記載してください。

(注2) あっせんをした者(団体等)ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「計」を入れてください。

(注3) 「その他の寄附」及び「合計」欄は、寄附のあっせん者の区分(個人、法人・その他の団体又は政治団体)ごとに、最終頁に記載してください。

(12)様式 (その9) について

政党匿名寄附については、同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに、その金額の合計額並びに年月日及び場所を記載するものとし、場所の記載については、「岡山市×区〇〇町1丁目〇〇駅前街頭」「岡山市△区〇〇町1丁目1番1号〇〇会館〇〇の間」というように詳細に記載すること。

(その9)

(9) 政党匿名寄附の内訳														
政党匿名寄附を受けた場所	金 額							年 月 日			備 考			
	十	百	千	万	千	百	十	年	月	日				
岡山市北区山下3-4-5 〇〇会館〇〇の間					1	0	0	0	0	0	☆	9	2	
同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに記載														
この頁の小計					1	0	0	0	0	0				
合 計					1	0	0	0	0	0				

(注) 政党、政党の支部及び政治資金団体が、街頭又は一般に公開される演説会の会場等で受けた1,000円以下の匿名寄附が対象となります。

(13)様式 (その10) について

ア 機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち特定パーティー又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーの対価に係る収入がある場合には、これらのパーティーごとに、その名称、開催年月日、開催場所及び対価に係る収入の金額並びに対価の支払をした者の数を記載すること。

イ 特定パーティー又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、報告書に記載すべき収入があった年の前年以前において収受されたものがある場合においては、これらのパーティーに係る「備考」欄に前年以前において収受されたものに係る収入の金額及び対価の支払をした者の数を記載すること。

ウ 特定パーティー又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーを他の政治団体と共同で開催した場合にあっては、その旨及び当該他の政治団体の名称を「備考」欄に記載すること。

(その10)

(10) 機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち特定パーティーの対価に係る収入の内訳														
特定パーティーの名称	対価に係る収入の金額							対価の支払をした者の数	開催年月日			開催場所	備考	
	十	百	千	万	円	角	分		年	月	日			
〇〇政治資金パーティー		1	5	0	0	0	0	1,200	令和	☆	8	13	岡山市△区〇〇町1-1××ホテル☆の間	
													(備考)	
特定パーティー又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーを記載 ※(その3)の「事業の種類」中の該当する政治資金パーティーの名称と一致														
													R△年収入 3,000,000円	
													対価の支払をした者の数 300人	
													前年以前において収受されたものがあれば、その収入の金額及び対価の支払をした者の数を備考に記載	
この頁の小計		1	5	0	0	0	0	0						
合計		1	5	0	0	0	0	0						

(注1) 特定パーティーとは対価に係る収入の金額が1,000万円以上の政治資金パーティーをいいます。  
 (注2) 「開催場所」欄には、開催施設の所在地及び名称を記載してください。  
 (注3) (その3)に記載した特定パーティーの詳細を再掲してください。

(14)様式 (その11) について

ア 一の政治資金パーティーの対価に係る収入（報告書に記載すべき収入があった年の前年以前における収入を含む。ア及び(15)について同じ。）のうち、同一の者からの政治資金パーティーの対価の支払で、その金額の合計額が20万円を超えるもの（20万1円以上）については、政治資金パーティーごとに、その年における対価の支払について、当該対価の支払をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業並びに当該支払われた対価の金額及び年月日を該当欄に記載するものとし、記載の要領は、政治資金パーティーごとに別葉とし、「政治資金パーティーの名称」欄には当該政治資金パーティーの名称を記載すること。当該政治資金パーティーについて、報告書に記載すべき収入があった年の前年以前において收受された収入のうち当該対価の支払をした者が支払をしたものがある場合においては、当該対価の支払をした者に係る「備考」欄に前年以前において收受されたものに係る当該支払われた対価の金額及び年月日を記載すること。なお、一の政治資金パーティーに係る20万円以下の対価の支払についても必要に応じ報告しても差し支えないものであること。

イ 対価の支払は、「個人からの対価の支払」、「法人その他の団体からの対価の支払」又は「政治団体からの対価の支払」に分類し、それぞれ別葉とすること。なお、「対価の支払をした者の区分」欄には、該当する区分に○をつけること。

(その11)

(1, 2, 3のいずれかに○をつけてください)

(11) 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳				政治資金パーティーの名称		〇〇政治資金パーティー		対価の支払をした者の区分		
				〇 個人		2. 法人		他の団体		3. 政治団体
対価の支払をした者の氏名 (又は名称)	金 額				年 月 日	住所(又は所在地)		職業(又は代表者の氏名)	備考	
山野 太郎	十	百	千	円	和	日	岡山市〇区山上1-2-14	会社役員		
同一者からの対価の支払で、その金額の合計額が20万円を超えるものを記載				4	0	0	0	0	0	
この頁の小計					4	0	0	0	0	
合計					4	0	0	0	0	

(注) 1 パーティーにつき、同一者からの対価の支払いが、20万円超（20万1円以上）のもののみ個別に記載してください。「合計」欄は、対価の支払をした者の区分（個人、法人・その他の団体又は政治団体）ごとに、最終頁に記載してください。

(その11)

(1, 2, 3のいずれかに○をつけてください)

(11) 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳				政治資金パーティーの名称		〇〇政治資金パーティー								
				対価の支払をした者の区分		1. 個人 <input checked="" type="radio"/> 2. 法人 <input type="radio"/> 3. 政治団体 <input type="radio"/>								
対価の支払をした者の氏名 (又は名称)	金 額			年 月 日	住所(又は所在地)		職業(又は代表者の氏名)	備考						
□□(株)	+	十	百	千	円	令和	年	月	日	倉敷市〇〇123	倉敷 太郎			
			4	0	0	0	0	0	☆	8	1	3		
同一者からの対価の支払で、その金額の合計額が20万円を超えるものを記載				(その3)の「事業の種類」中の該当する政治資金パーティーの名称と一致										
この頁の小計				4	0	0	0	0						
合 計				4	0	0	0	0						

(注) 1パーティーにつき、同一者からの対価の支払いが、20万円超(20万1円以上)のもののみ個別に記載してください。「合計」欄は、対価の支払をした者の区分(個人、法人・その他の団体又は政治団体)ごとに、最終頁に記載してください。

(その11)

(1, 2, 3のいずれかに○をつけてください)

(11) 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳				政治資金パーティーの名称		〇〇政治資金パーティー								
				対価の支払をした者の区分		1. 個人 <input type="radio"/> 2. 法人 <input type="radio"/> 3. 政治団体 <input checked="" type="radio"/>								
対価の支払をした者の氏名 (又は名称)	金 額			年 月 日	住所(又は所在地)		職業(又は代表者の氏名)	備考						
△△後援会	+	十	百	千	円	令和	年	月	日	津山市△△456	津山 三郎			
			6	0	0	0	0	0	☆	8	1	3		
同一者からの対価の支払で、その金額の合計額が20万円を超えるものを記載				(その3)の「事業の種類」中の該当する政治資金パーティーの名称と一致										
この頁の小計				6	0	0	0	0						
合 計				6	0	0	0	0						

(注) 1パーティーにつき、同一者からの対価の支払いが、20万円超(20万1円以上)のもののみ個別に記載してください。「合計」欄は、対価の支払をした者の区分(個人、法人・その他の団体又は政治団体)ごとに、最終頁に記載してください。

(15)様式 (その12) について

一の政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、同一の者によって対価の支払のあつせんをされたもので、その金額の合計額が20万円を超えるもの（20万1円以上）については、対価の支払のあつせんをした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業並びに当該対価の支払のあつせんに係る金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日を記載するものとし、記載の要領は(14)に準じて記載すること。なお、一の政治資金パーティーに係る20万円以下の対価の支払のあつせんについても必要に応じ報告しても差し支えないものであること。

(その12)

(1, 2, 3のいずれかに○をつけてください)

(12) 政治資金パーティーの対価に係る収入のうち対価の支払のあつせんによるものの内訳		政治資金パーティーの名称			〇〇政治資金パーティー						
		対価の支払のあつせん者の区分			1. 個人 2. 法人・その他の団体 3. 政治団体						
対価の支払のあつせん者の氏名(又は名称)	金額						提 供 年 月 日	集 め た 期 間	住所(又は所在地)	職業(又は代表者の氏名)	備考
	十 萬	百 萬	千	百	十	円	年 月 日	年 月 日			
岡山 三郎			300	00	00	00	☆ 8 1 3	R☆. 8. 2~ R ☆. 8. 10	岡山市〇区△△789	農業	
この頁の小計			300	00	00	00					
合計			300	00	00	00					

同一者によって対価の支払のあつせんをされたもので、その金額の合計額が20万円を超えるものについて、対価の支払のあつせんをした者ごとに記載

(16)様式 (その13) について

全ての支出は、次の分類基準により、経常経費及び政治活動費に分類し、さらに経常経費にあつては、人件費、光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費に分類し、政治活動費にあつては、組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金及びその他の経費に分類した上で、これらの項目ごとに年間の支出金額を記載すること。

この場合、当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、これらの項目ごとにその額を「備考」欄に併せて記載すること。

ア 経常経費

- (ア) 人件費 政治団体の職員（機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。）に支払われる給料，報酬，扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類をいう。
- (イ) 光熱水費 電気，ガス，水道の使用料及びこれらの計器使用料等をいう。
- (ウ) 備品・消耗品費 机，椅子，ロッカー，複写機，自動車（事務所用に限る。）等の備品の類及び事務用用紙，封筒，鉛筆，インク，事務服，新聞，雑誌，ガソリン等の消耗品の類の購入費をいう。
- (エ) 事務所費 事務所の借料損料（地代，家賃），公租公課，火災保険料等の各種保険料，電話使用料，切手購入費，修繕料その他これらに類する経費で事務所の維持に通常必要とされるものをいう。

イ 政治活動費

- (ア) 組織活動費 当該政治団体の組織活動に要する経費（選挙に関するものを除く。）で，例えば，大会費，行事費，組織対策費，渉外費，交際費の類をいう。
- (イ) 選挙関係費 選挙に関して支出される経費で，例えば，公認推薦料，陣中見舞その他選挙に関して行われる政治活動に要する経費の類をいう。
- (ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費
  - a 機関紙誌の発行事業費 機関紙誌の発行事業に従事する者に支払われる給与，材料費，印刷費，荷造発送費，原稿料その他機関紙誌の発行に要する経費をいう。
  - b 宣伝事業費 機関紙誌の発行以外の政策の普及宣伝に要する経費（選挙に関するものを除く。）で，例えば，遊説費，新聞・ラジオ・テレビの広告料，ポスター・ビラ・パンフレットの作成費，宣伝用自動車の購入・維持費の類をいう。
  - c 政治資金パーティー開催事業費 政治資金パーティーの開催に要する費用で，例えば，会場借上費，記念品代，講演諸経費の類をいう。
  - d その他の事業費 上記の a から c まで以外の諸事業に要する経費をいう。
- (エ) 調査研究費 政治活動のために行う調査研究に要する経費で，例えば，研修会費，資料費，書籍購入費，翻訳代の類をいう。
- (オ) 寄附・交付金 政治活動に関する寄附，賛助金，当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金，負担金の類をいう。
- (カ) その他の経費 その他上記以外の政治活動に要する経費をいう。

(その13)  
3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表										
項 目	金 額									備 考
	千	百	十	千	百	十	千	百	十	
1 経 常 経 費	人件費は様式(その14)及び領収書等の写し不要									本部又は支部に対して供与した交付金に係る <資金管理団体> 様式(その14)及び1件5万円以上の支出に係る領収書等の写し必要
(1) 人 件 費				1	3	2	0	0	0	
(2) 光 熱 水 費					1	9	3	6	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費					3	5	4	1	0	
(4) 事 務 所 費					6	9	8	2	0	
小 計				2	5	6	5	9	0	
2 政 治 活 動 費										本部又は支部に対して供与した交付金に係る 様式(その16)に計上した「本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出」の金額を「本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出」欄に記載
(1) 組 織 活 動 費				1	3	2	7	0	0	
(2) 選 挙 関 係 費					5	0	0	0	0	
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 其 他 の 事 業 費				8	5	4	5	0	0	
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費					2	1	8	0	0	
イ 宣 伝 事 業 費					5	5	7	0	0	
ウ 政 治 資 金 パーティー開催事業費				7	6	7	0	0	0	
エ そ の 他 の 事 業 費					1	0	0	0	0	
(4) 調 査 研 究 費					1	9	7	0	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金					9	0	0	0	0	
(6) そ の 他 の 経 費					2	0	0	0	0	
小 計				1	1	6	6	9	0	
合 計				1	4	2	3	4	9	

(注) 同一本部・支部(選挙等へ届け出たものに限る。)への交付金の支出があった場合、「備考」欄の「本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出」欄に再掲してください。  
併せて(その16)に記載が必要です。

収支報告書の支出の明細の記載及び領収書等の写しの添付等の基準

	①	②	③
	②及び③以外の政治団体	資金管理団体 (③を除く) ※2 (平成20年分から)	国会議員関係 政治団体 ※3 (平成21年分から)
○経常経費			
人件費	×※1	×	×
光熱水費	×	5万円以上	1万円超
備品・消耗品費	×	5万円以上	1万円超
事務所費	×	5万円以上	1万円超
○政治活動費			
組織活動費	5万円以上	5万円以上	1万円超
選挙関係費	5万円以上	5万円以上	1万円超
機関紙誌の発行 その他の事業費	5万円以上	5万円以上	1万円超
調査研究費	5万円以上	5万円以上	1万円超
寄附・交付金	5万円以上	5万円以上	1万円超
その他の経費	5万円以上	5万円以上	1万円超

※1 「×」は支出の明細の記載及び領収書等の写しの添付不要を意味する。

※2 様式(その1)に記載される「資金管理団体の指定の期間」以外に行った支出については、①に準じる。

※3 様式(その1)に記載される「国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間」以外に行った支出については、①又は②に準じる。

(17)様式（その14）について

- ア 人件費以外の経常経費については、資金管理団体として指定されていた期間（国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間を除く。以下同じ。）に行った支出又は国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が、資金管理団体として指定されていた期間に行った支出にあつては5万円以上の支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあつては1万円を超える支出（1万1円以上）について、その支出を受けた者の氏名及び住所（団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的、金額及び年月日を次の例により記載すること。したがって、1月1日から12月31日までの間の一部の期間のみ資金管理団体として指定されていた場合又は国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には、それぞれ資金管理団体として指定されていなかった期間又は国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出については記載を要しないこと。
- イ 人件費以外の経常経費は、(16)のアの(イ)から(エ)までの基準により分類し、「項目別区分」欄には、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」というように、項目別の区分を記載し、それぞれ別葉とすること。
- ウ 「支出の目的」欄には、光熱水費にあつては、例えば、「電気の使用料」、「ガスの使用料」、「水道の使用料」、備品・消耗品費にあつては、例えば、「机の購入費」、「事務所用自動車の購入費」、「事務用用紙の購入費」、「新聞購読料」、「ガソリン代」、事務所費にあつては、例えば、「事務所の借料損料（地代、家賃）」、「公租公課」、「火災保険料」、「電話使用料」、「切手購入費」、「修繕料」というように、当該支出の目的を具体的に記載すること。
- エ 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、資金管理団体として指定されていた期間に行った支出にあつては5万円未満の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあつては1万円以下の支出を、項目別区分ごと一括して、その合計金額を項目別区分ごとの最終頁に記載すること。
- オ 「合計」欄には、項目別区分ごとの合計額を、項目別区分ごとの最終頁に記載すること。

経常経費の様式（その14）に記載の必要のある団体は資金管理団体又は国会議員関係政治団体に指定されていた期間がある団体です。  
 経常経費用の様式（その14）であることを確認してください。  
 （政治活動費用の様式（その15）と混同しないこと。）

この様式は経常経費用です。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分		光熱水費		
支出の目的	金額			年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
電気の使用料			54000	☆ 8 26	〇〇電力(株)	広島県広島市△区〇〇町××	
資金管理団体は1件5万円以上(国会議員関係政治団体にあっては1万円超)の支出について記載(領収書等の写しの添付が必要)					正式名称を記載	○住所が県内の場合 町村の場合は、郡名から記入願います。 岡山市の場合は区名の記入漏れがないように願います。 ○住所が県外の場合 都道府県名から記入願います。	
					資金管理団体は1件5万円未満(国会議員関係政治団体にあっては1万円以下)の支出については一括して合計額を記載(領収書等の写しの添付不要)		
この頁の小計			54000				
その他の支出			139600				
合計			193600				

(注1) 資金管理団体は、5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。  
 (注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超(1万円以上)の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。  
 (注3) 「その他の支出」及び「合計」欄は、右上の項目別区分ごとに、最終頁に記載してください。  
 (注4) 資金管理団体及び国会議員関係政治団体以外の団体については、記載の必要はありません。

この様式は経常経費用です。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分		備品・消耗品費		
支出の目的	金額			年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
機の購入費			80000	☆ 4 12	〇〇(株)	岡山市△区〇〇町〇番地	
資金管理団体は1件5万円以上(国会議員関係政治団体にあっては1万円超)の支出について記載(領収書等の写しの添付が必要)					正式名称を記載	○住所が県内の場合 町村の場合は、郡名から記入願います。 岡山市の場合は区名の記入漏れがないように願います。 ○住所が県外の場合 都道府県名から記入願います。	
					資金管理団体は1件5万円未満(国会議員関係政治団体にあっては1万円以下)の支出については一括して合計額を記載(領収書等の写しの添付不要)		
この頁の小計			80000				
その他の支出			274100				
合計			354100				

(注1) 資金管理団体は、5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。  
 (注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超(1万円以上)の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。  
 (注3) 「その他の支出」及び「合計」欄は、右上の項目別区分ごとに、最終頁に記載してください。  
 (注4) 資金管理団体及び国会議員関係政治団体以外の団体については、記載の必要はありません。

この様式は経常経費用です。

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳										項目別区分		事務所費	
支出の目的	金額					年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考				
	十	百	千	円	分								
事務所家賃			50	00	00	☆ 1 17	丙山 丁男	岡山市△区○○町○○○番地					
"			50	00	00	☆ 2 15	"	"					
"			50	00	00	☆ 3 15	"	"					
"			50	00	00	☆ 4 15	"	"					
"			50	00	00	☆ 5 16	"	"					
"			50	00	00	☆ 6 15	"	"					
"			50	00	00	☆ 7 15	"	"					
"			50	00	00	☆ 8 15	"	"					
"			50	00	00	☆ 9 15	"	"					
"			50	00	00	☆ 10 17	"	"					
"			50	00	00	☆ 11 15	"	"					
"			50	00	00	☆ 12 15	"	"					
資金管理団体は1件5万円以上（国会議員関係政治団体にあつては1万円超）の支出について記載（領収書等の写しの添付が必要）					資金管理団体は1件5万円未満（国会議員関係政治団体にあつては1万円以下）の支出については一括して合計額を記載（領収書等の写しの添付不要）								
この頁の小計			60	00	00								
その他の支出			98	20	00								
合計			69	82	00								

正式名称を記載

○住所が県内の場合  
町村の場合は、郡名から記入願います。  
岡山市の場合は区名の記入漏れがないよう願います。  
○住所が県外の場合  
都道府県名から記入願います。

資金管理団体は1件5万円以上（国会議員関係政治団体にあつては1万円超）の支出について記載（領収書等の写しの添付が必要）

資金管理団体は1件5万円未満（国会議員関係政治団体にあつては1万円以下）の支出については一括して合計額を記載（領収書等の写しの添付不要）

(注1) 資金管理団体は、5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。  
 (注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超（1万1円以上）の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。  
 (注3) 「その他の支出」及び「合計」欄は、右上の項目別区分ごとに、最終頁に記載してください。  
 (注4) 資金管理団体及び国会議員関係政治団体以外の団体については、記載の必要はありません。

(18)様式 (その15) について

ア 政治活動費については、1件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあつては1万円を超える支出（1万1円以上）について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあつては5万円以上の支出について、その支出を受けた者の氏名及び住所（団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的、金額及び年月日を次の例により記載すること。

イ 政治活動費は、(16)のイの(ア)から(カ)までの基準により分類し、さらに次のとおり小分類した費目ごとに、それぞれ別葉とすること。

(ア) 組織活動費の費目の例 「大会費」、「行事費」、「組織対策費」、「渉外費」、「交際費」

(イ) 選挙関係費の費目の例 「公認推薦料」、「陣中見舞」

(ウ) 機関紙誌の発行事業費の費目の例 「給与」、「材料費」、「印刷費」、「荷造発送費」、「原稿料」

(エ) 宣伝事業費の費目の例 「遊説費」、「新聞・ラジオ・テレビの広告料」、「ポスター・ビラ・パンフレットの作成費」、「宣伝用自動車の購入・維持費」

(オ) 政治資金パーティー開催事業費の費目の例 「甲政治資金パーティー開催事業費」、「乙政治資金パーティー開催事業費」

(カ) 調査研究費の費目の例 「研修会費」、「資料費」、「書籍購入費」、「翻訳代」

(キ) 寄附・交付金の費目の例 「寄附金」、「賛助金」、「支部交付金」、「負担金」

ウ 記載の要領については、次のとおりとすること。

(ア) 「項目別区分」欄には、「組織活動費（大会費）」というように小分類した費目まで記載すること。

(イ) 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

(ウ) 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあつては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあつては5万円未満の支出を、項目別区分の（ ）（小分類した費目）ごと一括して、その合計金額を項目別区分の（ ）ごとの最終頁に記載すること。

(エ) 「合計」欄には、項目別区分の（ ）ごとの合計額を、項目別区分の（ ）ごとの最終頁に記載すること。

政治活動費用の様式（その15）であることを確認してください。  
（経常経費用の様式（その14）と混同しないこと。）

この様式は政治活動費用です。

（その15）

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分			組織活動費			( 組織対策費 )		
支出の目的	金 額			年 月 日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)			備考		
パンフレット印刷代			485000	☆	6	2	1	△△印刷(株)	東京都〇〇区〇〇町×番地		
電話料			73000	☆	7	15	〇〇(株)	□□郡〇〇町〇丁目〇番地			
1件5万円以上（国会議員関係政治団体にあっては1万円超）の支出について記載（領収書等の写しの添付が必要）							正式名称を記載	〇住所が県内の場合 町村の場合は、郡名から記入願います。 岡山市の場合は区名の記入漏れがないように願います。 〇住所が県外の場合 都道府県名から記入願います。			
1件5万円未満（国会議員関係政治団体にあっては1万円以下）の支出については一括して合計額を記載（領収書等の写しの添付不要）											
この頁の小計			558000	(注1)	国会議員関係政治団体以外の政治団体は、5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。						
その他の支出			86000	(注2)	国会議員関係政治団体は、1万円超（1万円以上）の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。						
合計			644000	(注3)	「その他の支出」及び「合計」欄は、右上の項目別区分の（ ）の中の項目ごとに、最終頁に記載してください。						

（その15）

この様式は政治活動費用です。

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分			組織活動費			( 大会費 )		
支出の目的	金 額			年 月 日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)			備考		
案内状印刷代			175000	☆	6	6	△△印刷(株)	岡山市△区〇〇町×番地			
資料印刷代			25000	☆	6	6	"	"			
会場借上費			80000	☆	6	12	〇〇会館(株)	□□郡〇〇村×番地			
1件5万円以上（国会議員関係政治団体にあっては1万円超）の支出について記載（領収書等の写しの添付が必要）							正式名称を記載	〇住所が県内の場合 町村の場合は、郡名から記入願います。 岡山市の場合は区名の記入漏れがないように願います。 〇住所が県外の場合 都道府県名から記入願います。			
1件5万円未満（国会議員関係政治団体にあっては1万円以下）の支出については一括して合計額を記載（領収書等の写しの添付不要）											
この頁の小計			505000	(注1)	国会議員関係政治団体以外の政治団体は、5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。						
その他の支出			178000	(注2)	国会議員関係政治団体は、1万円超（1万円以上）の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。						
合計			683000	(注3)	「その他の支出」及び「合計」欄は、右上の項目別区分の（ ）の中の項目ごとに、最終頁に記載してください。						

(その15)

(3) 政治活動費の内訳				項目別区分			選挙関係費 (陣中見舞)				
支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考			
	十	百	千	円	年	月	日				
陣中見舞			50000	000	☆	10	6	海野 山男	岡山市△区山下2-2-2		
"			45000	000	☆	10	7	海野山男後援会〇〇支部	岡山市△区〇〇町××番地		
1件5万円以上(国会議員関係政治団体にあっては1万円超)の支出について記載(領収書等の写しの添付が必要)				正式名称を記載						〇住所が県内の場合 町村の場合は、郡名から記入願います。 岡山市の場合は区名の記入漏れがないよう願います。 〇住所が県外の場合 都道府県名から記入願います。	
1件5万円未満(国会議員関係政治団体にあっては1万円以下)の支出については一括して合計額を記載(領収書等の写しの添付不要)											
この頁の小計			50000	000	(注1)	国会議員関係政治団体以外の政治団体は、5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。					
その他の支出				0	(注2)	国会議員関係政治団体は、1万円超(1万1円以上)の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。					
合計			50000	000	(注3)	「その他の支出」及び「合計」欄は、右上の項目別区分の( )の中の項目ごとに、最終頁に記載してください。					

(その15)

(3) 政治活動費の内訳				項目別区分			機関紙誌の発行事業費 (〇〇機関紙)				
支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考			
	十	百	千	円	年	月	日				
印刷費			12000	000	☆	10	17	△△印刷(株)	岡山市△区〇〇町××番地		
1件5万円以上(国会議員関係政治団体にあっては1万円超)の支出について記載(領収書等の写しの添付が必要)				正式名称を記載						〇住所が県内の場合 町村の場合は、郡名から記入願います。 岡山市の場合は区名の記入漏れがないよう願います。 〇住所が県外の場合 都道府県名から記入願います。	
1件5万円未満(国会議員関係政治団体にあっては1万円以下)の支出については一括して合計額を記載(領収書等の写しの添付不要)											
この頁の小計			12000	000	(注1)	国会議員関係政治団体以外の政治団体は、5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。					
その他の支出			98000	000	(注2)	国会議員関係政治団体は、1万円超(1万1円以上)の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。					
合計			218000	000	(注3)	「その他の支出」及び「合計」欄は、右上の項目別区分の( )の中の項目ごとに、最終頁に記載してください。					

(その15)

この様式は政治活動費用です。

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分			宣伝事業費 (ポスター作成費)		
支出の目的	金額			年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考	
	十	百	千	年	月	日		
印刷費			530000	☆	7	8	△△印刷(株)	□□市○○区△△町××番地
1件5万円以上(国会議員関係政治団体にあっては1万円超)の支出について記載(領収書等の写しの添付が必要)							正式名称を記載	○住所が県内の場合 町村の場合は、郡名から記入願います。 岡山市の場合は区名の記入漏れがないように願います。 ○住所が県外の場合 都道府県名から記入願います。
この頁の小計			530000					
その他の支出			270000					
合計			557000					
				(注1)	国会議員関係政治団体以外の政治団体は、5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。			
				(注2)	国会議員関係政治団体は、1万円超(1万円以上)の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。			
				(注3)	「その他の支出」及び「合計」欄は、右上の項目別区分の( )の中の項目ごとに、最終頁に記載してください。			

(その15)

この様式は政治活動費用です。

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分			政治資金パーティー開催事業(○○政治資金パーティー開催事業費)		
支出の目的	金額			年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考	
	十	百	千	年	月	日		
食事代			603800	☆	8	15	△△ホテル(株)	倉敷市○○町△△
記念品代			150000	"	"	"	(株)○○	倉敷市△△町××
1件5万円以上(国会議員関係政治団体にあっては1万円超)の支出について記載(領収書等の写しの添付が必要)							正式名称を記載	複数の政治資金パーティーを開催した場合は、パーティーごとに小分類し、別業とすること。
この頁の小計			753800					
その他の支出			132000					
合計			767000					
				(注1)	国会議員関係政治団体以外の政治団体は、5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。			
				(注2)	国会議員関係政治団体は、1万円超(1万円以上)の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。			
				(注3)	「その他の支出」及び「合計」欄は、右上の項目別区分の( )の中の項目ごとに、最終頁に記載してください。			

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分		その他の事業費 (講演会開催事業)				
支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考	
	十	百	千	円	年	月	日		
会場借上費			100	000	☆	2	2	株〇〇	岡山市〇区下上1-2-3
1件5万円以上(国会議員関係政治団体にあっては1万円超)の支出について記載(領収書等の写しの添付が必要)						正式名称を記載		〇住所が県内の場合 町村の場合は、郡名から記入願います。 岡山市の場合は区名の記入漏れがないように願います。 〇住所が県外の場合 都道府県名から記入願います。	
1件5万円未満(国会議員関係政治団体にあっては1万円以下)の支出については一括して合計額を記載(領収書等の写しの添付不要)									
この頁の小計			100	000					
その他の支出				0					
合計			100	000					

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分		調査研究費 (書籍購入費)				
支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考	
	十	百	千	円	年	月	日		
「選挙と政治の歩み」			75	000	☆	8	12	〇〇書籍販売(株)	岡山市×区△△通〇〇〇〇
「公職選挙法解説」			70	000	☆	11	11	〃	〃
1件5万円以上(国会議員関係政治団体にあっては1万円超)の支出について記載(領収書等の写しの添付が必要)						正式名称を記載		〇住所が県内の場合 町村の場合は、郡名から記入願います。 岡山市の場合は区名の記入漏れがないように願います。 〇住所が県外の場合 都道府県名から記入願います。	
1件5万円未満(国会議員関係政治団体にあっては1万円以下)の支出については一括して合計額を記載(領収書等の写しの添付不要)									
この頁の小計			145	000					
その他の支出				200					
合計			145	200					

この様式は政治活動費用です。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分			寄附・交付金 (寄附)		
支出の目的	金額			年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)		備考
	千円	万円	円	年	月	日		
寄附金			3000000	☆	7	8	△△後援会	岡山市△区〇〇町〇丁目〇番
〃			6000000	☆	9	8	××党県本部	岡山市×区△△1-1-1
1件5万円以上(国会議員関係政治団体にあつては1万円超)の支出について記載(領収書等の写しの添付が必要)			<p>(注) 後援団体(いわゆる後援会)は、選挙区内にある者に対してはどのような名義であっても寄附はできません。ただし、政党や政治団体、支持する政治家に対して行う寄附及び後援団体の設立目的により行う行事や事業に関する寄附はできます。しかし、設立目的により行う行事や事業に関するものであつても、花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するもの及び次に掲げる選挙前の一定期間に行う寄附は禁止されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・任期満了による選挙の場合………任期満了の前日90日に当たる日から選挙の期日まで(公職選挙法第34条の2第2項の規定による告示がなされた場合にあつては、任期満了の前日90日に当たる日又は当該告示がなされた日の翌日のいずれか早い日から選挙の期日まで)</li> <li>・衆議院の解散による選挙の場合……解散の翌日から選挙の期日まで</li> <li>・その他の場合………選挙を行うべき事由が生じた旨の告示があつた日の翌日から選挙の期日まで</li> </ul> <p>(公職選挙法第199条の5第1項)</p>					
この頁の小計			9000000	1件5万円未満(国会議員関係政治団体にあつては1万円以下)の支出については一括して合計額を記載(領収書等の写しの添付不要)				
その他の支出			0	国会議員関係政治団体以外の政治団体は、5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。				
合計			9000000	国会議員関係政治団体は、1万円超(1万円以上)の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。				
				(注3) 「その他の支出」及び「合計」欄は、右上の項目別区分の( )の中の項目ごとに、最終頁に記載してください。				

この様式は政治活動費用です。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分			その他の経費 (借入金返済)		
支出の目的	金額			年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)		備考
	千円	万円	円	年	月	日		
借入金返済			1300000	☆	4	1	丙山 乙夫	岡山市△区山下2-3-8
金銭以外のものによる寄附相当分			700000	☆	10	4	甲野 太郎	岡山市〇区下山1-1-1
1件5万円以上(国会議員関係政治団体にあつては1万円超)の支出について記載(領収書等の写しの添付が必要)			<p>正式名称を記載</p> <p>〇住所が県内の場合 町村の場合は、郡名から記入願います。 岡山市の場合は区名の記入漏れがないようにお願いします。 〇住所が県外の場合 都道府県名から記入願います。</p>					
この頁の小計			2000000	1件5万円未満(国会議員関係政治団体にあつては1万円以下)の支出については一括して合計額を記載(領収書等の写しの添付不要)				
その他の支出			0	(注2) 国会議員関係政治団体以外の政治団体は、5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。				
合計			2000000	(注3) 「その他の支出」及び「合計」欄は、右上の項目別区分の( )の中の項目ごとに、最終頁に記載してください。				

(19)様式 (その16) について

同一の政党その他の政治団体の本部、支部間及び支部とその他の支部との間での交付金のやり取り（本部・支部の関係がない団体に対しての交付金のやり取りについては、記載の必要はありません。）については、(16)に掲げる分類基準による支出項目ごとに、その本部又は支部の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与した年月日を該当欄に記載すること。この場合、(その13)の備考欄に支出項目ごとに本様式に記載した金額を記載すること。（例えばA党本部がA党〇〇支部へ陣中見舞として金銭を支出した場合、A党本部はその金額を「選挙関係費」に計上した上、備考欄に本部から支部へ支出した金額についてさらに記載すること。）

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳															
支 出 項 目	金 額										年 月 日	交付金の供与を受けた 本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考	
	十 億	百 万	千	百	十	円	分	厘	毫	微					
選挙関係費			4	5	0	0	0	0	0	0	0	☆ 1 0 7	海野山男後援会〇〇支部	岡山市△区〇〇町××番地	
この頁の小計			4	5	0	0	0	0	0	0					
合 計			4	5	0	0	0	0	0						

(注1) 同一本部・支部（選管等へ届け出たものに限る。）への交付金の支出があった場合、支出項目、金額の大小にかかわらず再掲するものです。「合計」欄は最終頁に記載してください。  
(注2) 支出項目は、(その13)の項目と一致します。  
例：組織活動費、寄附・交付金

(20)様式 (その17) について

12月31日において有する資産等（土地，建物，建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権，取得の価額が100万円を超える動産，預金（普通預金及び当座預金を除く。（21）において同じ。）又は貯金（普通貯金を除く。（21）において同じ。）），金銭信託，有価証券，出資による権利，貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金，支払われた金額が100万円を超える敷金，取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利及び借入先ごとの残高が100万円を超える借入金という。（21）において同じ。）については，これらの項目ごとの有無について「□」内に「レ」を記入すること。

なお，有に記入した場合，項目別に様式（その18）に内訳について，記載すること。

(その17)

## 資 産 等 の 状 況

### 1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備 考
ア 土 地	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

※有無について☑してください。

(注) 有に☑の場合は「項目別区分」ごとに(その18)が必要です。

(21)様式 (その18) について

ア 12月31日において有する資産等の内訳については、次の例により項目別に分類した上で記載し、それぞれ別葉とすること。なお、「項目別区分」欄には、これらの区分を記載すること。

- (ア) 土地 土地については、所在、面積、取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、記載の要領は、所在を「摘要」欄に「岡山市△区〇〇町1番地1号」というように記載し、面積を「備考」欄に「100㎡」というように記載すること。
- (イ) 建物 建物については、所在、床面積、取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、記載の要領は、所在を「摘要」欄に「岡山市△区〇〇町1番地1号」というように記載し、床面積を「備考」欄に「100㎡」というように記載すること。
- (ロ) 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権については、当該権利に係る土地の所在、面積、権利の取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、記載の要領は、所在及び地上権又は賃借権の別を「摘要」欄に「岡山市△区〇〇町1番地1号(地上権)」というように記載し、面積を「備考」欄に「100㎡」というように記載すること。
- (ハ) 動産 取得の価額が100万円を超える動産については、品目、数量、取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、記載の要領は、品目を「摘要」欄に「自動車」、「絵画」、「応接セット」というように記載し、数量を「備考」欄に記載すること。
- (ニ) 預金又は貯金 預金又は貯金については、残高を記載するものとし、「摘要」欄には、「残高」と記載すること。
- (ホ) 金銭信託 金銭信託については、信託している金銭の額及び信託の設定年月日を記載するものとし、「摘要」欄には、「金銭信託」と記載すること。
- (ヘ) 有価証券 金融商品取引法第2条第1項及び第2項に規定する有価証券(金銭信託の受益証券及び受益権を除く。)については、種類、銘柄、数量、取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、記載の要領は、種類を「摘要」欄に「国債」、「株式」、「社債」というように記載し、銘柄及び数量を「備考」欄に「何年何月発行10年国債(額面100万円)」、「甲株式会社発行株式(1,000株)」というように記載すること。
- (ニ) 出資による権利 出資による権利については、出資先、出資先ごとの金額及び出資年月日を記載するものとし、記載の要領は、出資先を「摘要」欄に「甲合名会社」、「乙合資会社」というように記載すること。
- (ホ) 貸付金 貸付金ごとの残高が100万円を超える貸付金については、貸付先及び貸付先ごとの残高を記載するものとし、記載の要領は、貸付先を「摘要」欄に「甲野一郎」、「乙政治団体」というように記載すること。
- (ロ) 敷金 支払われた金額が100万円を超える敷金については、支払先、敷金の額及び支払年月日を記載するものとし、記載の要領は、支払先を「摘要」欄に「甲野一郎」、「乙株式会社」というように記載すること。

(サ) 施設の利用に 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利については、種類、  
関する権利 対象となる施設の名称、取得の価額及び取得年月日を記載するものとし、記載の要領は、種類を「摘要」欄に「ゴルフ場会員権」、「スポーツクラブ会員権」というように記載し、施設の名称を「備考」欄に「甲カントリークラブ」、「乙会員制スポーツクラブ」というように記載すること。

(シ) 借入金 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金については、借入先及び借入先ごとの残高を記載するものとし、記載の要領は、借入先を「摘要」欄に「甲銀行（乙支店）」というように記載すること。

イ ア(ア)から(エ)まで、(キ)及び(サ)の資産で政治団体が政治団体となった日（法第3条第1項各号又は法第5条第1項各号の団体となった日（同項第2号の団体にあつては、法第6条の2第2項前段の規定による届出がされた日）をいう。以下同じ。）前に取得したものについて、その取得の価額が明らかでない場合は、その旨を「備考」欄に記載するとともに、取得時における時価に見積った金額を記載し、その金額が見積額である旨を付記するものとし、取得の価額及び取得年月日が明らかでない場合は、その旨を「備考」欄に記載するとともに、当該政治団体が政治団体となった年月日及び当該年月日における時価に見積った金額を記載し、その年月日が政治団体となった年月日である旨及びその金額が見積額である旨を付記すること。また、取得年月日が明らかでない場合は、その旨及び当該政治団体が政治団体となった年月日を「備考」欄に記載すること。

ウ ア(ク)及び(コ)の資産で政治団体が政治団体となった日前の取得に係るものについて、その取得年月日が明らかでない場合は、その旨及び当該政治団体が政治団体となった年月日を「備考」欄に記載すること。

エ ア(ア)から(エ)まで、(キ)及び(サ)の資産で政治団体が政治団体となった日から平成元年12月31日までに取得したものについて、その取得の価額が明らかでない場合は、その旨を「備考」欄に記載するとともに、取得時における時価に見積った金額を記載し、その金額が見積額である旨を付記するものとし、取得の価額及び取得年月日が明らかでない場合は、その旨を「備考」欄に記載するとともに、平成5年1月1日における時価に見積った金額を記載し、その金額が平成5年1月1日における時価見積額である旨を付記すること。また、取得年月日が明らかでない場合は、その旨及び当該政治団体が政治団体となった年月日を「備考」欄に記載すること。

オ ア(ク)及び(コ)の資産で政治団体が政治団体となった日から平成元年12月31日までの取得に係るものについて、その取得年月日が明らかでない場合は、その旨及び当該政治団体が政治団体となった年月日を「備考」欄に記載すること。

(その18)

2 資産等の項目別内訳

資産等の内訳		項目別区分		土地	
摘要	金額	年月日	備考		
岡山市△区○○町××番地	23000000	H651	60㎡		
土地の所在を番地まで記載	土地の取得価額を記載	土地の取得年月日を記載	土地の面積を㎡単位で記載		
政治団体となった日前に取得したものについて (1) その取得の価額が明らかでない場合は、その旨を記載するとともに、取得時における時価に見積った金額を記載し、その金額が見積額である旨を付記すること。 (2) 取得の価額及び取得年月日が明らかでない場合は、その旨を記載するとともに、政治団体となった年月日及び当該年月日における時価に見積った金額を記載すること。 (3) 取得年月日が明らかでない場合は、その旨及び政治団体となった年月日を記載すること。		政治団体となった日から平成元年12月31日までに取得したものについて (1) その取得の価額が明らかでない場合は、その旨を記載するとともに、取得時における時価に見積った金額を記載し、その金額が見積額である旨を付記すること。 (2) 取得の価額及び取得年月日が明らかでない場合は、その旨を記載するとともに、平成5年1月1日における時価に見積った金額を記載し、その金額が平成5年1月1日における時価見積額である旨を付記すること。 (3) 取得年月日が明らかでない場合は、その旨及び政治団体となった年月日を記載すること。			

(注1) (その17)で「有」に☑の場合は、項目別区分ごとに別業として作成してください。  
 (注2) 借入金は「借入先」ごとの合計金額を記載し、年月日は不要です。

(その18)

2 資産等の項目別内訳

資産等の内訳		項目別区分		建物	
摘要	金額	年月日	備考		
岡山市△区○○町××番地	15000000	H241	100㎡		
建物の所在を番地まで記載	建物の取得価額を記載	建物の取得年月日を記載	建物の床面積を㎡単位で記載		
政治団体となった日前に取得したものについて (1) その取得の価額が明らかでない場合は、その旨を記載するとともに、取得時における時価に見積った金額を記載し、その金額が見積額である旨を付記すること。 (2) 取得の価額及び取得年月日が明らかでない場合は、その旨を記載するとともに、政治団体となった年月日及び当該年月日における時価に見積った金額を記載すること。 (3) 取得年月日が明らかでない場合は、その旨及び政治団体となった年月日を記載すること。		政治団体となった日から平成元年12月31日までに取得したものについて (1) その取得の価額が明らかでない場合は、その旨を記載するとともに、取得時における時価に見積った金額を記載し、その金額が見積額である旨を付記すること。 (2) 取得の価額及び取得年月日が明らかでない場合は、その旨を記載するとともに、平成5年1月1日における時価に見積った金額を記載し、その金額が平成5年1月1日における時価見積額である旨を付記すること。 (3) 取得年月日が明らかでない場合は、その旨及び政治団体となった年月日を記載すること。			

(注1) (その17)で「有」に☑の場合は、項目別区分ごとに別業として作成してください。  
 (注2) 借入金「借入先」ごとの合計金額を記載し、年月日は不要です。

(その18)

2 資産等の項目別内訳

資産等の内訳		項目別区分		建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	
摘要	金額	年月日	備考		
岡山市△区○○町××番地(地上権)	1000000	H2 3 25	130㎡		
当該権利に係る土地の所在及び地上権又は賃借権の別を記載	権利の取得価額を記載	権利の取得年月日を記載	当該権利に係る土地の面積を㎡単位で記載		
政治団体となった日前に取得したものについて (1) その取得の価額が明らかでない場合は、その旨を記載するとともに、取得時における時価に見積った金額を記載し、その金額が見積額である旨を付記すること。 (2) 取得の価額及び取得年月日が明らかでない場合は、その旨を記載するとともに、政治団体となった年月日及び当該年月日における時価に見積った金額を記載すること。 (3) 取得年月日が明らかでない場合は、その旨及び政治団体となった年月日を記載すること。		政治団体となった日から平成元年12月31日までに取得したものについて (1) その取得の価額が明らかでない場合は、その旨を記載するとともに、取得時における時価に見積った金額を記載し、その金額が見積額である旨を付記すること。 (2) 取得の価額及び取得年月日が明らかでない場合は、その旨を記載するとともに、平成5年1月1日における時価に見積った金額を記載し、その金額が平成5年1月1日における時価見積額である旨を付記すること。 (3) 取得年月日が明らかでない場合は、その旨及び政治団体となった年月日を記載すること。			

(注1) (その17)で「有」に☑の場合は、項目別区分ごとに別業として作成してください。  
(注2) 借入金は「借入先」ごとの合計金額を記載し、年月日は不要です。

(その18)

2 資産等の項目別内訳

資産等の内訳		項目別区分		動産	
摘要	金額	年月日	備考		
自動車	2300000	H2 4 30	1台		
取得価額が100万円を超える動産について品目ごとに記載	動産の取得価額を記載	動産の取得年月日を記載	動産の品目ごとに数量を記載		
政治団体となった日前に取得したものについて (1) その取得の価額が明らかでない場合は、その旨を記載するとともに、取得時における時価に見積った金額を記載し、その金額が見積額である旨を付記すること。 (2) 取得の価額及び取得年月日が明らかでない場合は、その旨を記載するとともに、政治団体となった年月日及び当該年月日における時価に見積った金額を記載すること。 (3) 取得年月日が明らかでない場合は、その旨及び政治団体となった年月日を記載すること。		政治団体となった日から平成元年12月31日までに取得したものについて (1) その取得の価額が明らかでない場合は、その旨を記載するとともに、取得時における時価に見積った金額を記載し、その金額が見積額である旨を付記すること。 (2) 取得の価額及び取得年月日が明らかでない場合は、その旨を記載するとともに、平成5年1月1日における時価に見積った金額を記載し、その金額が平成5年1月1日における時価見積額である旨を付記すること。 (3) 取得年月日が明らかでない場合は、その旨及び政治団体となった年月日を記載すること。			

(注1) (その17)で「有」に☑の場合は、項目別区分ごとに別業として作成してください。  
(注2) 借入金「借入先」ごとの合計金額を記載し、年月日は不要です。



(その18)

2 資産等の項目別内訳

資産等の内訳		項目別区分		有価証券	
摘要	金額	年月日	備考		
国債	100,000	H28.6.21	平成28年6月発行10年国債(額面100万円)		
種類を「国債」、「株式」、「社債」というように記載	有価証券の取得価額を記載	有価証券の取得年月日を記載	銘柄及び数量を「何年何月発行〇年国債(額面△万円)」、「甲株式会社発行株式(1,000株)」というように記載		
政治団体となった日前に取得したものについて		政治団体となった日から平成元年12月31日までに取得したものについて			
(1) その取得の価額が明らかでない場合は、その旨を記載するとともに、取得時における時価に見積った金額を記載し、その金額が見積額である旨を付記すること。		(1) その取得の価額が明らかでない場合は、その旨を記載するとともに、取得時における時価に見積った金額を記載し、その金額が見積額である旨を付記すること。			
(2) 取得の価額及び取得年月日が明らかでない場合は、その旨を記載するとともに、政治団体となった年月日及び当該年月日における時価に見積った金額を記載すること。		(2) 取得の価額及び取得年月日が明らかでない場合は、その旨を記載するとともに、平成5年1月1日における時価に見積った金額を記載し、その金額が平成5年1月1日における時価見積額である旨を付記すること。			
(3) 取得年月日が明らかでない場合は、その旨及び政治団体となった年月日を記載すること。		(3) 取得年月日が明らかでない場合は、その旨及び政治団体となった年月日を記載すること。			

(注1) (その17)で「有」に☑の場合は、項目別区分ごとに別業として作成してください。

(注2) 借入金は「借入先」ごとの合計金額を記載し、年月日は不要です。

(その18)

2 資産等の項目別内訳

資産等の内訳		項目別区分		出資による権利	
摘要	金額	年月日	備考		
〇〇合名会社	500,000	H4.3.31			
出資先を「甲合名会社」、「乙合資会社」というように記載	出資先ごとの金額を記載	出資年月日を記載	政治団体となった日前的出資に係るものについて、その出資年月日が明らかでない場合は、その旨及び政治団体となった年月日を記載すること。		
		政治団体となった日から平成元年12月31日までの出資に係るものについて、その出資年月日が明らかでない場合は、その旨及び政治団体となった年月日を記載すること。			

(注1) (その17)で「有」に☑の場合は、項目別区分ごとに別業として作成してください。

(注2) 借入金「借入先」ごとの合計金額を記載し、年月日は不要です。



(その18)

2 資産等の項目別内訳

資産等の内訳		項目別区分		施設の利用に関する権利											
摘要	金額	年月日	備考												
ゴルフ場会員権	<table border="1"> <tr> <td>十</td> <td>百</td> <td>千</td> <td>万</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table>	十	百	千	万	円		6	0	0	0	H3 4 30	××カントリークラブ		
十	百	千	万	円											
	6	0	0	0											
<p>取得価額が100万円を超える施設の利用に関する権利について種類を記載</p>	<p>取得の価額を記載</p>	<p>取得年月日を記載</p>	<p>施設の名称を記載</p>												
<p>政治団体となった日前に取得したものについて</p> <p>(1) その取得の価額が明らかでない場合は、その旨を記載するとともに、取得時における時価に見積った金額を記載し、その金額が見積額である旨を付記すること。</p> <p>(2) 取得の価額及び取得年月日が明らかでない場合は、その旨を記載するとともに、政治団体となった年月日及び当該年月日における時価に見積った金額を記載すること。</p> <p>(3) 取得年月日が明らかでない場合は、その旨及び政治団体となった年月日を記載すること。</p>		<p>政治団体となった日から平成元年12月31日までに取得したものについて</p> <p>(1) その取得の価額が明らかでない場合は、その旨を記載するとともに、取得時における時価に見積った金額を記載し、その金額が見積額である旨を付記すること。</p> <p>(2) 取得の価額及び取得年月日が明らかでない場合は、その旨を記載するとともに、平成5年1月1日における時価に見積った金額を記載し、その金額が平成5年1月1日における時価見積額である旨を付記すること。</p> <p>(3) 取得年月日が明らかでない場合は、その旨及び政治団体となった年月日を記載すること。</p>													

(注1) (その17)で「有」に☑の場合は、項目別区分ごとに別業として作成してください。  
 (注2) 借入金は「借入先」ごとの合計金額を記載し、年月日は不要です。

(その18)

2 資産等の項目別内訳

資産等の内訳		項目別区分		借入金											
摘要	金額	年月日	備考												
〇〇銀行××支店	<table border="1"> <tr> <td>十</td> <td>百</td> <td>千</td> <td>万</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table>	十	百	千	万	円		1	5	0	0				
十	百	千	万	円											
	1	5	0	0											
<p>借入先ごとの残高が100万円を超える借入金について借入先「甲銀行乙支店」というように記載</p>															

(注1) (その17)で「有」に☑の場合は、項目別区分ごとに別業として作成してください。  
 (注2) 借入金「借入先」ごとの合計金額を記載し、年月日は不要です。

(22)様式 (その19) について

ア 12月31日現在で資金管理団体として指定されている場合には、同日において有する資産等のうち不動産（(21)のアの(ア)から(ウ)までの資産をいう。以下同じ。）の利用の現況について、次の例により項目別に分類した上で記載し、それぞれ別葉とすること。なお、「項目別区分」欄には、これらの区分を記載すること。

(ア) 土地 土地については、所在、事務所の用に供している場合にあってはその旨、事務所以外の用に供している場合にあってはその用途並びに当該土地を現に使用している者ごとの用途、使用している面積、その者と当該資金管理団体及びその代表者との関係並びに使用の対価の価額を記載すること。この場合において、「摘要」欄には、所在を「岡山市△区〇〇町1番地1号」というように記載し、「用途」欄には、事務所の用に供している場合にあってはその旨を「事務所（事務所用の駐車場を含む。）」というように、事務所以外の用に供している場合にあってはその用途を「賃貸」、「無償貸与」というように記載し、「使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者と当該資金管理団体及びその代表者との関係を「当団体の職員」、「当団体の代表者の秘書」、「当団体の職員以外の個人」というように記載し、「使用者ごとの用途」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの用途を「住居」、「事務所用以外の駐車場」というように記載し、「使用者ごとの使用面積」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの使用面積を「100㎡」というように記載し、「使用者ごとの使用の対価の価額」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの使用の対価の価額を「10万円/月」というように記載すること。

(イ) 建物 建物については、所在、事務所の用に供している場合にあってはその旨、事務所以外の用に供している場合にあってはその用途並びに当該建物を現に使用している者ごとの用途、使用している床面積、その者と当該資金管理団体及びその代表者との関係並びに使用の対価の価額を記載すること。この場合において、「摘要」欄には、所在を「岡山市△区〇〇町1番地1号」というように記載し、「用途」欄には、事務所の用に供している場合にあってはその旨を「事務所」というように、事務所以外の用に供している場合にあってはその用途を「賃貸」、「無償貸与」というように記載し、「使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該建物を現に使用している者と当該資金管理団体及びその代表者との関係を「当団体の職員」、「当団体の代表者の秘書」、「当団体の職員以外の個人」というように記載し、「使用者ごとの用途」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該建物を現に使用している者ごとの用途を「住居」、「倉庫」というように記載し、「使用者ごとの使用面積」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該建物を現に使用している者ごとの使用面積を「100㎡」というように記載し、「使用者ごとの使

用の対価の価額」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該建物を現に使用している者ごとの使用の対価の価額を「10万円／月」というように記載すること。

- (ウ) 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権については、当該権利に係る土地の所在、事務所の用に供している場合にあつてはその旨、事務所以外の用に供している場合にあつてはその用途並びに当該土地を現に使用している者ごとの用途、使用している面積、その者と当該資金管理団体及びその代表者との関係並びに使用の対価の価額を記載すること。この場合において、「摘要」欄には、所在を「岡山市△区〇〇町1番地1号」というように記載し、「用途」欄には、事務所の用に供している場合にあつてはその旨を「事務所（事務所用の駐車場を含む。）」というように、事務所以外の用に供している場合にあつてはその用途を「賃貸」、「無償貸与」というように記載し、「使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者と当該資金管理団体及びその代表者との関係を「当団体の職員」、「当団体の代表者の秘書」、「当団体の職員以外の個人」というように記載し、「使用者ごとの用途」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの用途を「住居」、「事務所用以外の駐車場」というように記載し、「使用者ごとの使用面積」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの使用面積を「100㎡」というように記載し、「使用者ごとの使用の対価の価額」欄には、事務所以外の用に供している場合において当該土地を現に使用している者ごとの使用の対価の価額を「10万円／月」というように記載すること。
- イ 「使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係」欄から「使用者ごとの使用の対価の価額」欄までについては、同一の不動産に関し当該不動産を現に使用している者と当該資金管理団体及びその代表者との関係が同一の関係にある者が複数いるときにあつては、一人ずつ行を分けて記載するものとし、その際、「使用者ごとの使用面積」欄については、各使用者の専有面積で按分するなどして、適宜記載すること。
- ウ 「使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係」欄から「使用者ごとの使用の対価の価額」欄までについては、事務所の用に供している不動産の場合には記載を要しないこと。
- エ 12月31日現在で資金管理団体として指定されていない場合又は同日において不動産を有していない場合には、この様式は記載を要しないこと。

(その19)

3 不動産の利用の現況

不動産の内訳		項目別区分	土地		
摘要	利用の現況				
	用途	事務所以外の用に供している場合			
		使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係	使用者ごとの用途	使用者ごとの使用面積	使用者ごとの使用の対価の価格
岡山市△区 〇〇町××番地	事務所(事務所 用の駐車場を含む。)				

(注1) 12月31日現在、資金管理団体として指定されている団体が対象になります。  
 (注2) (その18)の項目別区分(「土地」、「建物」又は「建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権」)ごとにそれぞれ別業で作成してください。

(23)様式 (その20) について

宣誓書は、会計責任者が記名押印又は署名すること。

また、政治団体の解散に伴い、収支報告書を提出する場合は、解散する年の最後の収支報告書にのみ、代表者も記名押印又は署名すること。

宣誓書の政治団体の名称、会計責任者の氏名及び代表者の氏名は、様式(その1)の表題部に記載したものと一致すること。

(その20)

## 宣 誓 書

添付書類 (別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和〇年×月△日

政治団体の名称 海 野 山 男 後 援 会

会計責任者の氏名 乙 野 二 郎

乙  
野

解散に伴う収支報告の場合は、  
代表者の記名押印又は署名が必要

代表者の氏名 海 野 山 男

海  
野

※解散する場合以外は、代表者の氏名等は記入しないでください(通常は未記入となります。)  
※解散する場合であっても、解散する年の最後の収支報告書にのみ、代表者の氏名等を記入してください。

※解散の場合は、解散届も必要となります。

(備考)

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者本人及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

(24) 法第18条の2第1項の規定による政治団体について

ア 政治団体のうち法第18条の2第1項の規定による政治団体（以下「特定パーティー開催団体」という。）にあつては、報告書を提出する日現在で、当該特定パーティー開催団体の開催した政治資金パーティーに係る全ての収入（予定される収入を含む。）及び支出（予定される支出を含む。）の総額、項目別の金額及び上記に掲げる事項（これらの事項がないときは、その旨）を記載するものとし、予定される収入又は支出を記載する場合においては、当該収入又は支出が、予定される収入又は支出である旨を「備考」欄に記載すること。

イ 様式（その1）については次のように記載すること。

(ア) 「活動区域の区分」欄の中の「□」については、政治資金パーティーを開催する場所について、該当するものに「レ」を記入すること。

(イ) 特定パーティー開催団体が開催した政治資金パーティーの開催年月日を「令和 年分」欄の上部に「令和〇年〇月〇日開催パーティー分」というように記載すること。

(25) この報告書を提出する際には、政党本部又は政治資金団体にあつては監査意見書及び領収書等の写し（当該領収書等を複写機によりA4サイズに複写したもの。以下同じ。）、国会議員関係政治団体（当該年中において一部の期間のみ国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていたものを含む。）にあつては政治資金監査報告書及び領収書等の写し、その他の政治団体にあつては領収書等の写しを提出すること。なお、領収書等の写しは、支出の項目ごとに分類して提出すること。

支出を証する領収書等の写しの提出が必要な支出は、政治団体において様式（その14）及び（その15）に支出の目的、金額、年月日、支出を受けた者の氏名等個別の記載を要するものである。

(26) 第15号様式及び第16号様式について

慶弔費等のように社会通念上領収書等を徴し難い事情があつた場合は、領収書等を徴し難かつた支出の明細書を、金融機関への振込により支出した場合は、振込明細書に係る支出目的書及び振込明細書の写し（当該振込明細書を複写機によりA4サイズに複写したもの。以下同じ。）を提出すること。なお、振込明細書の写しは、支出の項目ごとに分類し、当該振込明細書に係る支出目的書と併せて提出すること。ただし、振込明細書に支出の目的が記載されている場合（会計責任者が当該振込明細書の余白に支出の目的を記載した場合を含む。）には、当該振込明細書に係る支出目的書の提出を要さないこと。

(参考) 払込金受領証の取扱いについて

公共料金等を金融機関やコンビニエンスストアにおいて払込取扱票等を用いて支払った場合に、金融機関等から受領する書面（以下「払込金受領証」という。）については、まず、支出の目的、金額、年月日の記載の有無を確認してください。

支出の目的、金額、年月日が全て記載されている場合には、政治団体の会計責任者は当該払込金受領証の写しを収支報告書と併せて提出してください。

一方、払込金受領証には、支出の金額及び年月日は記載されているが、支出の目的が記載されていない場合があります。その場合には、受領印を確認し、支払った場所に応じて、以下の①、②のとおり当該書面の取扱いが異なることに留意が必要です。

①金融機関において支払った場合

金融機関が発行する払込金受領証で支出の目的が記載されていないものは、政治資金規正法上の振込明細書に該当します。

この場合において、会計責任者が当該払込金受領証の余白に支出の目的を追記するか、又は別葉で支出目的書を作成の上、当該払込金受領証の写しを提出してください。

②コンビニエンスストアなど金融機関以外で支払った場合

コンビニエンスストア等が発行する払込金受領証で支出の目的が記載されていないものは、政治資金規正法上の領収書等には該当しません。また、金融機関が発行したものではないことから、振込明細書にも該当しません。

コンビニエンスストアで支払う場合は、定型の様式による収納代行であり、払込金受領証に代えて支出の目的が記載された領収書が発行されることは商慣習上困難であることから、一般的に領収書等を徴し難かった支出の明細書を作成し、提出してください。

領収書等を徴し難かった支出の明細書

支出の目的		金額					年月日			領収書等を徴し難かった事情
項目	摘要	百	千	百	千	円	年	月	日	
組織活動費	電話料金		5	0	0	0	☆	6	15	口座振替のため。
その他の経費	金銭以外のものによる寄附相当分		7	0	0	0	☆	10	4	無償提供のため。

政治団体の名称 海野山男後援会

会計責任者の氏名 乙野二郎

乙野

(備考)

- 「項目」欄には、(その14)・(その15)の「項目別区分」を記載してください。 例：組織活動費、宣伝事業費、寄附・交付金など
- 「摘要」欄には、(その14)・(その15)の「支出の目的」を記載してください。 例：会場借上費、複写機リース費など
- 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

振込明細書に係る支出目的書

支出の目的	
項目	摘要
組織活動費	会場借上費

政治団体の名称 海野山男後援会

(備考)

- 「支出の項目」欄には、(その14)・(その15)の「項目別区分」を記載してください。 例：組織活動費、宣伝事業費など
- 「摘要」欄には、(その14)・(その15)の「支出の目的」を記載してください。 例：会場借上費、複写機リース費など
- 支出の目的ごとに別葉としてください。
- 支出の目的に対応する振込明細書の写し(当該振込明細書を複写機により複写したものに限り。)と併せて提出してください。

( 参 考 )

(参考1) 収入・支出項目の分類基準表

収 入

項 目	内 容	
1 個人の負担する党費 又は会費	個人が負担する党費又は会費（規約等で定めている金額）の合計金額及び納入した者の実人員 なお、「法人その他の団体」からのものは「寄附」となる。	
2 寄附	(1) 個人	個人からの寄附
	(2) 法人その他の団体	法人その他の団体からの寄附 法人その他の団体が負担する党費又は会費を含む。
	(3) 政治団体	設立届出のある政治団体からの寄附
	(4) 政党匿名寄附	政党又は政治資金団体が、街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において受けた1件当たり1,000円以下の寄附
3 機関紙誌の発行その他の 事業による収入	機関紙や機関雑誌の発行収入，政治資金パーティー開催収入，催物の事業収入，会合等での臨時会費や新年会・忘年会の会費収入 具体的には「〇〇機関紙」・「〇〇政治資金パーティー開催事業」 ・「〇〇講演会会費」等細分の上記載する。	
4 借入金	個人，金融機関等からの借入金	
5 本部又は支部から供与 された交付金に係る収入	本部から支部への交付金，支部から本部への交付金又は支部間の交付金の額	
6 その他の収入	預金利子等，上記以外の収入	

支 出

項 目	小分類費目例	内 容
1 経常経費	(1) 人件費	政治団体の職員（機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。）に支払われる給料，報酬，扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類をいう。
	(2) 光熱水費	電気，ガス，水道の使用料及びこれらの計器使用料等をいう。
	(3) 備品・消耗品費	机，椅子，ロッカー，複写機，自動車（事務所用に限る。）等の備品の類及び事務用用紙，封筒，鉛筆，インク，事務服，新聞，雑誌，ガソリン等の消耗品の類の購入費をいう。
	(4) 事務所費	事務所の借料損料（地代，家賃），公租公課，火災保険料等の各種保険料，電話使用料，切手購入費，修繕料その他これらに類する経費で事務所の維持に通常必要とされるものをいう。

支 出 (続き)

項 目		小分類費目例	内 容	
2 政 治 活 動 費	(1) 組織活動費	大会費, 行事費, 組織対策費, 渉外費, 交際費	当該政治団体の組織活動に要する経費(選挙に関するものを除く。)で, 例えば, 大会費, 行事費, 組織対策費, 渉外費, 交際費の類をいう。	
	(2) 選挙関係費	公認推薦料, 陣中見舞, 選挙対策費	選挙に関して支出される経費で, 例えば, 公認推薦料, 陣中見舞その他選挙に関して行われる政治活動に要する経費の類をいう。	
	(3) 機関紙誌の発行事業費 その他紙誌の発行事業費	ア 機関紙誌の発行事業費	給与, 材料費, 印刷費, 荷造発送費, 原稿料	機関紙誌の発行事業に従事する者に支払われる給与, 材料費, 印刷費, 荷造発送費, 原稿料その他機関紙誌の発行に要する経費をいう。
		イ 宣伝事業費	遊説費, 新聞・ラジオ・テレビの広告料, ポスター・ビラ・パンフレットの作成費, 宣伝用自動車の購入・維持費	機関紙誌の発行以外の政策普及宣伝に要する経費(選挙に関するものを除く。)で, 例えば, 遊説費, 新聞・ラジオ・テレビの広告料, ポスター・ビラ・パンフレットの作成費, 宣伝用自動車の購入・維持費の類をいう。
		ウ 政治資金パーティー開催事業費	会場借上費, 記念品代, 講演諸経費	政治資金パーティーの開催に要する費用で, 例えば, 会場借上費, 記念品代, 講演諸経費の類をいう。
		エ その他の事業費	新年会開催費, 講演開催費, バザー開催費, バス旅行開催費	上記ア～ウ以外の諸事業に要する経費をいう。
	(4) 調査研究費	研修会費, 資料費, 書籍購入費, 翻訳代	政治活動のために行う調査研究に要する経費で, 例えば, 研修会費, 資料費, 書籍購入費, 翻訳代の類をいう。	
	(5) 寄附・交付金	寄附金, 賛助金, 支部交付金, 負担金	政治活動に関する寄附, 賛助金, 当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金, 負担金の類をいう。 ※選挙に関して支出される経費は(2)の選挙関係費である。	
	(6) その他の経費	借入金返済, 貸付金	借入金返済, 貸付金等上記(1)～(5)に分類できない政治活動に要する経費をいい, 5万円未満(国会議員関係政治団体にあつては1万円以下)をまとめた「その他の支出」ではない。	
	<p>(1) 政治活動費(資金管理団体にあつては, 資金管理団体として指定されていた期間(国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間を除く。)に行った支出又は国会議員関係政治団体にあつては, 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち人件費を除く経常経費及び政治活動費をいう。以下同じ。)は1件当たりの金額(数回にわたってされたときは, その合計金額)が, 資金管理団体として指定されていた期間に行った支出にあつては5万円以上の支出について, 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあつては1万円を超える支出(1万1円以上)について, その支出を受けた者の氏名及び住所(団体にあつては, その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的, 金額及び年月日を記載すること。</p> <p>(2) 上記(1)により個別に記載を要する支出については, 上記の例示(区分)により, 項目別区分欄に「光熱水費」「組織活動費(大会費)」というように小分類し, それぞれ別葉とする。</p> <p>(3) 収支報告書を提出する際には, 上記(1)により個別に記載を要する支出についての領収書等の写しを支出項目順に綴じ, 収支報告書とは別にして1部提出する(上記(1)により個別に記載を要する5万円以上の支出(国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあつては1万円を超える支出(1万1円以上))については全て必要。)こと。</p>			

## 支出項目の区分の分類について

### 1. 支出項目の区分の分類基準

- 支出項目の区分の分類については、政治資金規正法施行規則において定められており、経常経費として人件費、光熱水費、備品・消耗品費、事務所費に、政治活動費として組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金、その他の経費に分類することとされている。
- 政治資金規正法施行規則においては、各支出項目について、例示も含め、別紙のとおり分類基準が示されている。

### 2. 支出項目の区分の分類に当たっての基本的考え方

- 政治団体の会計責任者等は、物品やサービスがどのような目的で必要なかを把握し、分類基準に従い、支出の目的に応じた支出項目に分類する。支出により得た物品やサービスが外形的に同じものであったとしても、当該物品やサービスがどのような目的で必要であったか等により経常経費と政治活動費の区分を含め分類される項目は異なることに留意する必要がある。
- 支出項目の区分の分類に当たっては、まずは、経常経費と政治活動費のいずれに当てはまるのかを区分する。  
経常経費：政治団体が団体として存続していくために恒常的に必要な経費  
政治活動費：政治上の主義、施策の推進等や公職の候補者の推薦等の政治活動を行っていくための活動に要する経費
- 経常経費に区分すべきもののうち、人件費、光熱水費及び備品・消耗品費に区分しがたいものについては、すべて事務所費に分類することとなる。したがって、事務所費には、事務所の借料損料（地代、家賃）等に限らず、政治団体が団体として存続していくために恒常的に必要な管理運営的経費も計上することとなる。
- 複数の支出の目的を有し、支出の目的に応じて分類することが事実上困難な経費については、便宜上、複数の支出の目的のうち、主たる目的と判断される支出項目に一括して計上することとして差し支えない。

- その他の経費には、組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行  
その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金以外のもので経常  
経費にも属さない一切の経費が該当する。

### 3. Q & A（政治団体から疑義が寄せられたもの）

- 以下は、支出項目の区分の分類について、政治団体から疑義が寄せられたものについて、標準的な分類例を示したものである。
- 支出項目の区分の分類については、政治団体の判断により、支出の目的に応じて分類すべきものであり、以下の標準的な分類例以外の分類が認められないものではない。

番号	質 問	回 答
1	人件費にはどこまでの範囲の経費を計上できるのか。	人件費に計上すべき支出は、政治団体の職員（機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。）に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類であり、基本的には賃金台帳に記載されるものと政治団体が使用者として負担する社会保険料等が該当する。
2	政治団体の職員の福利厚生費はどの項目に分類すべきか。	手当として政治団体の職員個人に支出するものは人件費に計上し、例えば事務所における飲食に要した経費など手当以外のものについては、すべて事務所費に計上する。
3	法人向け文具配送サービスなど、支出項目が異なる物品が一括して請求される場合はどのように計上すべきか。	物品ごとに支出の目的に応じたそれぞれの支出項目に分類の上、計上する必要がある。 なお、領収書等の取扱いについては領収書等に内訳等の必要事項を付記し、必要枚数複写し、保管する方法がある。
4	駐車場代やガソリン代等支出の目的に応じて分類することが困難な場合はどうしたらよいか。	支出の目的に応じて分類することが事実上困難な場合は、ガソリン代であれば備品・消耗品費に、駐車場代であれば事務所費に一括して計上することとして差し支えない。 なお、利用実態に応じて政治活動費のいずれかの項目に一括計上することも可能。
5	レタックス、インターネット回線料などの通信費はどの項目に分類すべきか。	支出の目的に応じて分類することが事実上困難な場合は、事務所費に一括して計上することとして差し支えない。 なお、利用実態に応じて政治活動費のいずれかの項目に一括計上することも可能。
6	旅費や交通費はどの項目に分類すべきか。	支出の目的に応じ、事務所費又は政治活動費のいずれかの項目に分類する。
7	高速道路等通行料はどの項目に分類すべきか。	支出の目的に応じ、事務所費又は政治活動費のいずれかの項目に分類する。
8	ごみ処理費はどの項目に分類すべきか。	事務所費に分類する。

9	登録政治資金監査人に対する監査報酬はどの項目に分類すべきか。	事務所費に分類する。
10	弁護士や公認会計士に対する顧問料はどの項目に分類すべきか。	事務所費に分類する。
11	研修講師への謝礼はどの項目に分類すべきか。	支出の目的に応じ、事務所費又は政治活動費のいずれかの項目に分類する。
12	雇用関係にない者に対する支出はどの項目に分類すべきか。	雇用関係にない者としていかなる者を想定しているのかが必ずしも明らかではないが、例えばインターンやボランティアに対する支出であれば、支出の目的に応じ、事務所費又は政治活動費のいずれかの項目に分類する。
13	印鑑や名刺の作成費はどの項目に分類すべきか。	支出の目的に応じ、備品・消耗品費又は政治活動費のいずれかの項目に分類する。
14	水道の浄水器はどの項目に分類すべきか。	備品・消耗品費に分類する。
15	政治団体職員のための寮としてアパートを賃借している場合はどの項目に分類すべきか。	政治団体がアパートを借り上げて賃料を支払っている場合は事務所費に分類する。なお、職員に対し住宅手当として支払っている場合には人件費に計上する。
16	政治家の政治資金パーティーの会費はどの項目に分類すべきか。	組織活動費の渉外費に分類する。
17	各種団体の年会費はどの項目に分類すべきか。	組織活動費の渉外費に分類する。なお、当該団体への加入目的が調査研究目的に限定されている場合には調査研究費に計上することも考えられる。
18	慶弔費はどの項目に分類すべきか。	組織活動費の交際費に分類する。
19	OA機器等に係る経費はどの項目に分類すべきか。	OA機器等の購入費であれば、備品・消耗品費に分類する。なお、OA機器等のリース料であれば、事務所費に計上することも考えられる。
20	事務所用として日常的に使用している自動車に係る経費（ガソリン代、自動車税、各種保険料等）はどの項目に分類すべきか。	事務所費に分類する。
21	街宣車に係る経費（ガソリン代、自動車税、各種保険料等）はどの項目に分類すべきか。	街宣車の場合は使用の目的が限定されるため、機関紙誌の発行その他の事業費の宣伝事業費に分類する。
22	振込手数料はどの項目に分類すべきか。	振込の目的に応じて分類する。ただし、目的ごとに分類することが困難な場合は事務所費に一括計上することも可能。
23	パソコンソフト等に係る経費はどの項目に分類すべきか。	パソコンソフト等の購入費であれば、備品・消耗品費に分類する。なお、パソコンソフト等をダウンロードにより購入した場合は、事務所費に計上することも考えられる。

## (参考2) 会計帳簿の備付け及び記載

政治団体の会計責任者は、会計帳簿を備えなければなりません。帳簿の記載にあつては以下を参照してください。

### ① 収入簿

ア 収入簿には、全ての収入を記載すること。なお、適宜、分冊して作成し、又は、補助簿、日計表の類を使用しても差し支えないこと。

イ 収入とは、金銭、物品、不動産その他の財産上の利益の收受で、法第8条の3各号に掲げる方法による運用のために供与し、又は交付した金銭及び有価証券の当該運用に係る当該金銭等に相当する金銭等の收受以外のものをいう。なお、金銭以外の財産上の利益にあつては、これを時価に見積もった金額を記載するものとし、その根拠を「備考」欄に、例えば次のように記載すること。

例 宅地 $50\text{m}^2 \times 5\text{万円} / \text{m}^2 = 250\text{万円}$

ウ 全ての収入は、個人が負担する党費又は会費、寄附（法人その他の団体が負担する党費又は会費を含む。以下同じ。）、機関紙誌の発行その他の事業による収入、借入金、本部又は支部から供与された交付金に係る収入及びその他の収入に分類して記載すること。

エ 個人が負担する党費又は会費については、その件数、金額及び納入年月日を記載するものとし、その件数は、「摘要」欄に「甲他何名分」というように記載すること。

オ 寄附（政党匿名寄附（寄附のうち、法第22条の6第2項に規定する政党又は政治資金団体が街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場で受ける匿名の寄附で1件当たりの金額が千円以下のものをいう。以下同じ。）を除く。以下キを除き、①において同じ。）については、その寄附をした者の氏名、住所及び職業（団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下カにおいて同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社（法第22条の5第1項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定する日本法人をいう。（イ）において同じ。）であるときはその旨を記載すること。

なお、記載に当たっては、当該寄附を「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に区分し、寄附者別に次の例により記載すること。

また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。

(ア) 個人からの寄附にあつては、寄附者の氏名を「摘要」欄に「甲野一郎」というように記載し、寄附者の住所及び職業を「備考」欄に「岡山市△区〇〇1番1号××アパート□□号室（甲会社社長）」というように記載すること。

なお、特定寄附（法第19条の4に規定する寄附をいう。以下同じ。）については、個人からの寄附の項目に記載するものとし、例えば、甲野一郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「摘要」欄に「**特** 甲野一郎」というように記載すること。また、遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(イ) 法人その他の団体からの寄附については、寄附者の名称を「摘要」欄に「ABC工業(株)」、「〇〇協会」というように記載し、寄附者の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を「備考」欄に「倉敷市〇〇1100（甲野一郎）」というように記載すること。

なお、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」

というように記載すること。

(ウ) 政治団体からの寄附については、寄附者の名称を「摘要」欄に「A政治連盟」というように記載し、寄附者の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を「備考」欄に「広島県福山市〇〇1234（山川次郎）」というように記載すること。

カ 寄附のうち、寄附のあつせんをされたものについては、寄附のあつせんをした者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附のあつせんに係る寄附の金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日を記載するものとし、記載の要領は、寄附のあつせん者の氏名を「摘要」欄に記載し、住所及び職業並びに寄附を集めた期間を「備考」欄に記載すること。

キ 政党匿名寄附については、同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに、その金額の合計額並びに当該年月日及び場所を記載するものとし、当該場所を「備考」欄に「岡山市△区〇〇町岡山駅前街頭」というように記載すること。

ク 機関紙誌の発行その他の事業による収入にあつては、その事業の種類並びに当該種類ごとの金額及び収入年月日を記載するものとし、記載の要領は、機関紙誌の発行事業及び政治資金パーティー開催事業にあつては、事業の種類を「摘要」欄に「〇〇機関紙」、「〇〇政治資金パーティー開催事業」というように細分した上で記載し、その他の事業にあつては、「その他の催物事業」というように記載すること。また、政治資金パーティー開催事業について、他の政治団体と共同で開催した場合にあつては、その旨及び当該他の政治団体の名称を備考欄に記載すること。そして、オンラインセミナー等、ホテル等に人を集めずオンラインで開催するものは、政治資金パーティーに該当しないと考えられるが、対価を徴収して実施するのであれば、機関紙誌の発行その他の事業にあつたと考えられるため、政治資金パーティー以外の事業として記載すること。なお、政治資金パーティー開催事業の対価に係る収入の内訳を次により記載すること。

(ア) 政治資金パーティーの対価に係る収入については、政治資金パーティーごとに、その名称、開催年月日、開催場所及び対価に係る収入の金額並びに対価の支払をした者の氏名、住所及び職業（対価の支払をした者が団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。（イ）において同じ。）並びに当該対価の支払に係る収入の金額及び年月日を記載すること。なお、当該対価の支払を「個人からの対価の支払」、「法人その他の団体からの対価の支払」又は「政治団体からの対価の支払」に区分し、対価の支払者別に次の例により記載すること。

a 個人からの対価の支払にあつては、対価の支払をした者の氏名を「摘要」欄に「甲野一郎」というように記載し、対価の支払をした者の住所及び職業を「備考」欄に「岡山市△区〇〇町1番1号××アパート□□号室（甲会社社長）」というように記載すること。

b 法人その他の団体からの対価の支払については、対価の支払をした者の名称を「摘要」欄に「甲株式会社（乙支店）」、「丙労働組合」というように記載し、対価の支払をした者の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を「備考」欄に「岡山市△区〇〇町1番1号（甲野一郎）」というように記載すること。

c 政治団体からの対価の支払については、対価の支払をした者の名称を「摘要」欄に「甲党（岡山県支部）」というように記載し、対価の支払をした者の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を「備考」欄に「岡山市△区〇〇町1番1号（甲野一郎）」というように記載すること。

(イ) 政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、対価の支払のあつせんをされたものについては、政治資金パーティーごとに、対価の支払のあつせんをした者の氏名、住所及び職業並びに当該対価の支払のあつせんに係る収入の金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日を記載するものとし、記載の要領は、対価の支払のあつせん者の氏名を「摘要」欄に記載し、住所及び職業並びに対価の支払を集めた期間を「備考」欄に記載すること。

ケ 借入金については、その借入先、当該借入先ごとの金額及び借入年月日を記載するものとし、借入先を「摘要」欄に「甲銀行（乙支店）」というように記載すること。

コ 当該政治団体の本部又は支部から供与された交付金に係る収入については、その本部又は支部の名称並びに当該交付金の金額及び供与を受けた年月日を記載するものとし、その本部又は支部の名称を「摘要」欄に「甲党乙支部」というように記載し、その本部又は支部の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を「備考」欄に「岡山市△区〇〇町1番1号（甲野一郎）」というように記載すること。

サ その他の収入については、その基因となった事実並びにその金額及び年月日を記載するものとし、その収入の基因となった事実を「摘要」欄に「甲銀行預金利子」、「乙発行債券譲渡益」、「金銭信託（丙信託銀行）運用益」というように記載すること。

シ 収入簿は、毎年12月31日（解散等の場合には、その日）現在で締め切り、会計責任者において署名押印すること。

ス 上記に掲げる事項以外の事項で会計責任者において必要と認めるものは、適宜、記載することができるものであること。

## ②支出簿

ア 支出簿には、全ての支出（当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者と意思を通じてされた支出を含む。）を記載すること。なお、適宜、分冊して作成し、又は、補助簿、日計表の類を使用しても差し支えないこと。

イ 支出とは、金銭、物品、不動産その他の財産上の利益の供与又は交付で、法第8条の3各号に掲げる方法による運用のためにする金銭及び有価証券の供与又は交付以外のものをいう。なお、金銭以外の財産上の利益にあつては、これを時価に見積もった金額を記載するものとし、その根拠を「備考」欄に記載すること。

ウ 全ての支出は、経常経費及び政治活動費に分類し、さらに経常経費にあつては、人件費、光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費に分類し、政治活動費にあつては、組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金及びその他の経費に分類して記載すること。

エ 全ての支出は、支出を受けた者の氏名（団体にあつては、その名称）を「支出を受けた者の氏名」欄に「甲野一郎」（団体にあつては、「乙製本株式会社（丙支店）」（当該政治団体の本部又は支部に対して交付金を供与した場合には「⊗ 甲党乙支部」））というように記載し、支出を受けた者の住所（団体にあつては、その主たる事務所の所在地）を「備考」欄に「岡山市△区〇〇町1番1号」というように記載すること。

オ 経常経費に係る支出は、次の分類基準により、当該項目ごとに、支出を受けた者の氏名及び住所（団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びにその支出の目的、金額及び年月日を記載すること。

- (ア) 人件費 政治団体の職員（機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。）に支払われる給料，報酬，扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類をいう。
- (イ) 光熱水費 電気，ガス，水道の使用料及びこれらの計器使用料等をいう。
- (ロ) 備品・消耗品費 机，椅子，ロッカー，複写機，自動車（事務所用に限る。）等の備品の類及び事務用用紙，封筒，鉛筆，インク，事務服，新聞，雑誌，ガソリン等の消耗品の類の購入費をいう。
- (エ) 事務所費 事務所の借料損料（地代，家賃），公租公課，火災保険料等の各種保険料，電話使用料，切手購入費，修繕料その他これらに類する経費で事務所の維持に通常必要とされるものをいう。

カ 政治活動費に係る支出は，次の分類基準により，当該項目ごとに，支出を受けた者の氏名及び住所（団体にあっては，その名称及び主たる事務所の所在地）並びにその支出の目的，金額及び年月日を記載すること。

- (ア) 組織活動費 当該政治団体の組織活動に要する経費（選挙に関するものを除く。）で，例えば，大会費，行事費，組織対策費，渉外費，交際費の類をいう。
- (イ) 選挙関係費 選挙に関して支出される経費で，例えば，公認推薦料，陣中見舞その他選挙に関して行われる政治活動に要する経費の類をいう。
- (ロ) 機関紙誌の発行その他の事業費
  - a 機関紙誌の発行事業費 機関紙誌の発行事業に従事する者に支払われる給与，材料費，印刷費，荷造発送費，原稿料その他機関紙誌の発行に要する経費をいう。
  - b 宣伝事業費 機関紙誌の発行以外の政策の普及宣伝に要する経費（選挙に関するものを除く。）で，例えば，遊説費，新聞・ラジオ・テレビの広告料，ポスター・ビラ・パンフレットの作成費，宣伝用自動車の購入・維持費の類をいう。
  - c 政治資金パーティー開催事業費 政治資金パーティーの開催に要する費用で，例えば，会場借上費，記念品代，講演諸経費の類をいう。
  - d その他の事業費 上記の a から c まで以外の諸事業に要する経費をいう。
- (エ) 調査研究費 政治活動のために行う調査研究に要する経費で，例えば，研修会費，資料費，書籍購入費，翻訳代の類をいう。
- (オ) 寄附・交付金 政治活動に関する寄附，賛助金，当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金，負担金の類をいう。
- (カ) その他の経費 その他上記以外の政治活動に要する経費をいう。

キ 支出簿は，毎年12月31日（解散等の場合には，その日）現在で締め切り，会計責任者において署名押印すること。

ク 上記に掲げる事項以外の事項で会計責任者において必要と認めるものは，適宜，記載することができるものであること。

### ③ 運用簿

ア 運用簿には，法第8条の3各号に掲げる方法による運用に関する事項を記載すること。なお，

適宜、分冊して作成し、又は、補助簿、日計表の類を使用しても差し支えないこと。

イ 運用とは、金銭等を法第8条の3各号に掲げる方法により他の財産の形態に変えることをいう。

ウ 預入れ等に係る事項とは、預金（普通預金及び当座預金を除く。以下同じ。）又は貯金（普通貯金を除く。以下同じ。）の銀行その他の金融機関への預入れに係る事項、国債証券等（国債証券、地方債証券、政府保証債券（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）又は銀行、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券をいう。以下同じ。）の取得に係る事項及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の認可を受けた金融機関への金銭信託（元本補填の契約のあるものに限る。以下同じ。）に係る事項をいう。

エ 払戻し等に係る事項とは、預け入れた預金又は貯金の払戻しに係る事項、取得した国債証券等の譲渡又は償還に係る事項及び信託した金銭信託の信託終了に係る事項をいう。

オ 収入金額とは、払戻し等に係る金銭等の金額から預入れ等に係る金銭等の金額を差し引いた金額をいう。

カ 預金又は貯金については、これを預け入れたときは当該預金又は貯金の種類、預け入れた金融機関の名称及び所在地並びに預入れの金額及び年月日を記載するものとし、記載の要領は、当該預金又は貯金の種類を「摘要」欄に「定期預金（1年）」というように記載し、金融機関の名称及び所在地を「備考」欄に「甲銀行（乙支店）、岡山市△区〇〇町1番1号」というように記載すること。また、これの払戻しを受けたときは当該預金又は貯金の種類、払戻しを受けた金融機関の名称及び所在地並びに払戻しの金額、預入れの金額、収入金額及び年月日を記載するものとし、記載の要領は、当該預金又は貯金の種類を「摘要」欄に「定期預金（1年）」というように記載し、金融機関の名称及び所在地を「備考」欄に「甲銀行（乙支店）、岡山市△区〇〇町1番1号」というように記載すること。

キ 国債証券等については、これを取得したときは当該国債証券等の種類及び銘柄、取得先の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに取得の価額及び年月日を記載するものとし、記載の要領は、当該国債証券等の種類及び銘柄を「摘要」欄に「長期国債（10年）」というように記載し、取得先の氏名又は名称及び住所又は所在地を「備考」欄に「甲野一郎、岡山市△区〇〇町1番1号」、「甲銀行（乙支店）、岡山市△区〇〇町1番1号」というように記載すること。また、これを譲渡し、又は償還を受けたときは当該国債証券等の種類及び銘柄、譲渡先の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに譲渡の価額、取得の金額、収入金額及び年月日又は償還を受けた価額、取得の金額、収入金額及び年月日を記載するものとし、記載の要領は、当該国債証券等の種類及び銘柄を「摘要」欄に「長期国債（10年）」というように記載し、譲渡先の氏名又は名称及び住所又は所在地を「備考」欄に「甲野一郎、岡山市△区〇〇町1番1号」、「甲銀行（乙支店）、岡山市△区〇〇町1番1号」というように記載すること。

ク 金銭信託については、これを信託したときは当該金銭信託の受託者の名称及び所在地、信託した金銭の額並びに信託の設定年月日、期間及び種類を記載するものとし、記載の要領は、当該金銭信託の種類及び期間を「摘要」欄に「商品名（〇年）」というように記載し、受託者の名称及び所在地を「備考」欄に「甲信託銀行（乙支店）、岡山市△区□□町1番1号」というように記載すること。また、これが終了したときは当該金銭信託の受託者の名称及び所在地、委託者に帰属した金銭の額、信託した金銭の額及び収入金額並びに信託の終了年月日、期間及

び種類を記載するものとし、記載の要領は、当該金銭信託の種類及び期間を「摘要」欄に「商品名（○年）」というように記載し、受託者の名称及び所在地を「備考」欄に「甲信託銀行（乙支店），岡山市△区□□町1番1号」というように記載すること。

ケ 運用簿は、毎年12月31日（解散等の場合は、その日）現在で締め切り、会計責任者において署名押印すること。

コ 上記に掲げる事項以外の事項で会計責任者において必要と認めるものは、適宜、記載することができるものであること。

④ 会計帳簿、明細書、領収書等及び振込明細書は、収支報告書の要旨が公表されてから3年間保存しなければならない。

また、法第22条の5第2項の規定による通知を上場・外資50%超会社から受けたときも同様に3年間保存しなければならない。

① 会計帳簿の記載例

1 収入簿

項 目	摘 要	金 額	年 月 日	備 考
1 個人の負担する党費又は会費	1 何々 2 何々 …… 合 計			
2の1 寄附（政党匿名寄附を除く。）				
(1) 個人からの寄附	1 何々 2 何々 …… 小 計			
(2) 法人その他の団体からの寄附	1 何々 2 何々 …… 小 計			
(3) 政治団体からの寄附	1 何々 2 何々 …… 小 計 合 計			
〔寄附のうち寄附のあつせんに よるもの〕				
(1) 個人によるもの	1 何々 2 何々 …… 小 計			
(2) 法人その他の団体によるもの	1 何々 2 何々 …… 小 計			
(3) 政治団体によるもの	1 何々 2 何々 …… 小 計 (合 計)			

項 目	摘 要	金 額	年 月 日	備 考
2の2 政党匿名寄附	1 何々 2 何々 …… 合 計			
3 機関紙誌の発行その他の事業による収入	1 何々 2 何々 …… 小 計			
(1) 機関紙誌の発行事業	1 何々 2 何々 …… 小 計			
(2) 政治資金パーティー開催事業	1 何々 2 何々 …… 小 計			
〔政治資金パーティーの対価に係る〕 収入の内訳	(1) 何々			
ア 個人からの対価の支払	① 何々 ② 何々 ……			
イ 法人その他の団体からの対価 の支払	① 何々 ② 何々 ……			
ウ 政治団体からの対価の支払	① 何々 ② 何々 …… 計			
〔政治資金パーティーの対価に係る〕 収入のうち対価の支払のあつせん によるもの内訳	① 何々 ② 何々 ……			
ア 個人によるもの	① 何々 ② 何々 ……			

項 目	摘 要	金 額	年 月 日	備 考
イ 法人その他の団体によるもの	① 何々 ② 何々 ⋮			
ウ 政治団体によるもの	① 何々 ② 何々 ⋮			
(3) その他の事業	(内訳の計) ② 何々 ⋮ (内訳の計)			
4 借入金	1 何々 2 何々 ⋮ 小 計 合 計			
5 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	1 何々 2 何々 ⋮ 合 計			
6 その他の収入	1 何々 2 何々 ⋮ 合 計			
収 入 の 総 額			—	—

2 支出簿

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
1 経常経費	(1) 人件費	1 何々			
		2 何々			
		⋮			
		合計			
	(2) 光熱水費	1 何々			
		2 何々			
		⋮			
		合計			
	(3) 備品・消耗品費	1 何々			
		2 何々			
		⋮			
		合計			
(4) 事務所費	1 何々				
	2 何々				
	⋮				
	合計				
	合計				
2 政治活動費	(1) 組織活動費	1 何々			
		2 何々			
		⋮			
		合計			
	(2) 選挙関係費	1 何々			
		2 何々			
		⋮			
		合計			
	(3) 機関紙誌の発行その他の事業費 ア 機関紙誌の発行事業費	1 何々			
		2 何々			
⋮					
小計					

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
イ 宣伝事業費	1 何々				
	2 何々				
	⋮				
	小計				
ウ 政治資金パーティー 開催事業費	1 何々				
	2 何々				
	⋮				
	小計				
エ その他の事業費	1 何々				
	2 何々				
	⋮				
	小計				
(4) 調査研究費	1 何々				
	2 何々				
	⋮				
	合計				
(5) 寄附・交付金	1 何々				
	2 何々				
	⋮				
	合計				
(6) その他の経費	1 何々				
	2 何々				
	⋮				
	合計				
支出の総額			—	—	—

3 運用簿

運用の目的		預入れ等に係る事項		払戻し等に係る事項				備考
項目	摘要	金額	年月日	金額 (a)	預入れ等 に係る金 銭等の金 額 (b)	収入金額 (a) - (b)	年月日	
1 預金又は貯金	1 何々 2 何々 ⋮							
2 国債証券等	1 何々 2 何々 ⋮							
3 金銭信託	1 何々 2 何々 ⋮							

### (参考3) 政治資金の授受の制限 (令和5年11月1日現在)

#### 1. 政治資金規正法上の寄附の制限

##### (1) 寄附の総枠制限について

政治活動に関する寄附は、年間(暦年)を通じて、次に掲げる額を超えてはならないことになっています。

このことを便宜上、寄附の総枠制限といいます。

#### ア 個人のする寄附の限度

政党・政治資金団体に対する寄附	年間	2,000万円
政党・政治資金団体以外の政治団体及び公職の候補者に対する寄附(公職の候補者に対する寄附については、選挙運動に関するものを除き、金銭及び有価証券によるものは禁止されます。)	年間	1,000万円

※個人のする寄附の総枠の制限額は、「政党・政治資金団体」及び「政党・政治資金団体以外の政治団体及び公職の候補者」の合計3,000万円となるが、同時にそれぞれの寄附について定められた限度額を超えることはできない。

#### イ 会社のする寄附の限度 ( 政党・政治資金団体に対するもの ) ( 以外は一切禁止されています。 )

資本金又は出資の金額	政党・政治資金団体に対する寄附
10億円未満	750万円
10億円以上～50億円未満	1,500万円
50億円以上～100億円未満	3,000万円
100億円以上～150億円未満	3,500万円
150億円以上～200億円未満	4,000万円
⋮	
1,050億円以上	1億円

#### ウ 労働組合又は職員団体のする寄附の限度 ( 政党・政治資金団体に対するもの ) ( 以外は一切禁止されています。 )

組合員又は構成員の数	政党・政治資金団体に対する寄附
5万人未満	750万円
5万人以上～10万人未満	1,500万円
10万人以上～15万人未満	3,000万円
15万人以上～20万人未満	3,500万円
20万人以上～25万人未満	4,000万円
⋮	
110万人以上	1億円

エ その他の団体のする寄附の限度 ( 政党・政治資金団体に対するもの  
以外は一切禁止されています。 )

前年における年間の経費の額	政党・政治資金団体に対する寄附
2 千 万 円 未 満	750 万円
2 千 万 円 以 上 ～ 6 千 万 円 未 満	1, 500 万円
6 千 万 円 以 上 ～ 8 千 万 円 未 満	3, 000 万円
8 千 万 円 以 上 ～ 1 億 円 未 満	3, 500 万円
1 億 円 以 上 ～ 1 億 2 千 万 円 未 満	4, 000 万円
⋮	
4 億 6 千 万 円 以 上	1 億 円

以上の制限は、特定寄附及び遺贈によってする寄附については、適用されません。

「特定寄附」とは、資金管理団体（公職の候補者が、当該公職の候補者が代表者である政治団体のうちからその者のために政治資金の拠出を受けるべき政治団体として、一つに限り指定したもの。）の指定の届出をした公職の候補者が、公職の候補者である間に政党から受けた政治活動に関する寄附に係る金銭等の全部又は一部に相当する金銭等を当該資金管理団体に対してする寄附をいいます。

(2) 寄附の個別制限について

何人も年間（暦年）を通じて、政党及び政治資金団体以外の同一の者に対して、**150万円**を超えて寄附をしてはなりません。また、個々の政治団体（政党・政治資金団体を除く。）間の寄附は、年間合計5,000万円以内に制限されています。

このことを寄附の個別制限といいます。

なお、この制限は、政党及び政治資金団体に対する寄附、資金管理団体の届出をした公職の候補者が当該資金管理団体に対してする寄附及び個人が遺贈によってする寄附の場合には適用されません。

※ 以上の制限をまとめると次の表のとおりです。

なお、1人（団体）年間5万円を超える寄附（5万1円以上）については、収支報告書にその内訳を記載することとなっています。

〈 寄 附 の 量 的 制 限 一 覧 〉

寄 附 者	寄附の相手方	個 別 制 限		総 枠 制 限
		1 団 体 1 政 治 家	} に対する制限額	寄附の総枠（量）の制限額
個 人	政 党 政治資金団体	制 限 な し		年間 2,000 万円以内  年間 1,000 万円以内
	資 金 管 理 団 体	年間 150 万円以内		
	そ の 他 の 政 治 団 体	年間 150 万円以内		
	候 補 者 等	1 人年間 150 万円以内 (金銭・有価証券は、選挙 運動に関するものに限る)		
候 補 者 等	政 党 政治資金団体	制 限 な し		年間 2,000 万円以内  年間 1,000 万円以内
	資 金 管 理 団 体	特定寄附 <sup>(注)(2)</sup> 自己資金	制 限 な し	
	そ の 他 の 政 治 団 体	年間 150 万円以内		
会 社 (A)	政 党 政治資金団体	制 限 な し		資本金又は出資金により 750 万円以内～1 億円以内(※)
	資 金 管 理 団 体	禁 止		
	そ の 他 の 政 治 団 体	禁 止		
	候 補 者 等	禁 止		
労 働 組 合 ・ 職 員 団 体 (B)	政 党 政治資金団体	制 限 な し		組合員・構成員の数により 750 万円以内～1 億円以内(※)
	資 金 管 理 団 体	禁 止		
	そ の 他 の 政 治 団 体	禁 止		
	候 補 者 等	禁 止		
(A) (B) (C) (D) 以 外 の 団 体	政 党 政治資金団体	制 限 な し		前年における年間の経費の額により 750 万円以内～1 億円以内(※)
	資 金 管 理 団 体	禁 止		
	そ の 他 の 政 治 団 体	禁 止		
	候 補 者 等	禁 止		
政 党 政 治 資 金 団 体 (C)	政 党 政治資金団体	制 限 な し		制 限 な し  制 限 な し  制 限 な し (注)(4)
	資 金 管 理 団 体	制 限 な し		
	そ の 他 の 政 治 団 体	制 限 な し		
	候 補 者 等	制 限 な し (注)(4)		
資 金 管 理 団 体 ・ そ の 他 の 政 治 団 体 (D)	政 党 政治資金団体	制 限 な し		制 限 な し  制 限 な し  制 限 な し (金銭・有価証券は、選挙 運動に関するものに限る)
	資 金 管 理 団 体	年間 5,000 万円以内		
	そ の 他 の 政 治 団 体	年間 5,000 万円以内		
	候 補 者 等 (注)(6)	制限なし (金銭・有価証券は、 選挙運動に関するものに限る)		

(注) (1) 表中、「候補者等」とは、「公職の候補者(公職の候補者となろうとする者及び公職にある者を含む。)」の意味。

(2) 「特定寄附」については、71 ページを参照のこと。

(3) (※)印の事項については、70, 71 ページを参照のこと。

(4) 政治資金団体が「候補者等」に寄附をする場合、金銭・有価証券は、選挙運動に関するものに限られる。

(5) 政治資金団体に対する寄附及び政治資金団体が行う寄附(1,000 円以下の寄附・不動産による寄附を除く。)は、口座振込  
によらなければならない。

(6) 後援団体については、公職選挙法第 199 条の 5 (後援団体に関する寄附等の禁止) による制限に注意のこと。

### (3) 寄附の質的制限について

政治活動に関する寄附については、寄附の主体による制限などがあります。このことを法律上、寄附の質的制限といいます。

#### ア 特定の会社等の寄附

(ア) 国から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの及び政党助成法（平成6年法律第5号）第3条第1項の規定による政党交付金（同法第27条第1項の規定による特定交付金を含む。）を除く。）の交付の決定を受けた会社その他の法人にあっては、当該給付金の交付の決定の通知を受けた日から1年間、国から資本金、基本金その他これらに準ずるものの全部又は一部の出資又は拠出を受けている会社その他の法人にあっては出資又は拠出を受けている間、選挙に関する否とを問わず、政治活動に関して寄附をすることが禁止されます。

(イ) 地方公共団体（県、市町村）と(ア)と同様の関係にある会社その他の法人（すなわち県、市町村から補助金等の交付を受けているもの又は資本金等の出資を受けているもの）は、当該地方公共団体の議員若しくは長に係る公職の候補者又は当該公職の候補者に係る政治団体に対して、(ア)と同様の期間、選挙に関する否とを問わず、政治活動に関し寄附をすることが禁止されます。（例：県から補助金を受けている法人等は、県議会議員又は県知事の現職の者、候補者及びその人達の後援会等に対して、その交付の決定の通知を受けた日から1年間、選挙に関する否とを問わず、寄附をすることはできません。）

(ウ) なお、(ア)(イ)及びイ、ウ、エとは別に、法第21条の規定により、会社その他の法人のする政治活動に関する寄附は、政党及び政治資金団体以外の者に対しては禁止されています。

#### イ 赤字の会社の寄附

3事業年度以上にわたり継続して欠損を生じている会社は、欠損がうめられるまでは、選挙に関する否とを問わず、政治活動に関し寄附をすることが禁止され、また、何人も違法な寄附であることを知りながら、これを受けてはなりません。

これとは別に、法第21条の規定により、会社その他の法人のする政治活動に関する寄附は、政党及び政治資金団体以外の者に対しては禁止されています。

#### ウ 外国人等からの寄附

外国人等からの寄附については、次のような規制があります。

(ア) 何人も、外国人、外国法人又はその主たる構成員が外国人若しくは外国法人である団体その他の組織から、選挙に関する否とを問わず、政治活動に関する寄附を受けてはなりません。

(イ) ただし、主たる構成員が外国人又は外国法人である日本法人のうち上場会社であってその発行する株式が金融商品取引所において5年以上継続して上場されている者（新設合併又は株式移転により設立された者であって、合併により消滅した会社又は株式移転をした会社のうち上場期間が最も短いものの上場期間と通じて5年以上継続して上場されているものを含む。）からの政党・政治資金団体に対する一定限度額の範囲内の寄附の受領については、認められています。

(ウ) (イ)の者は、政治活動に関する寄附をするときは、(イ)の者である旨を、文書で、寄附を受ける者に通知しなければなりません。

(エ) (ウ)の通知を受けた者の会計責任者は、当該通知に係る文書を、収支報告書の要旨が公表された日から3年間保存しなければなりません。

(オ) 政党・政治資金団体の会計責任者は、寄附を受けた場合であって、当該寄附をした者が、(イ)の者であるときは、会計帳簿及び収支報告書にその旨を記載しなければなりません。

#### エ 匿名等の寄附

何人も、本人の名義以外の名義又は匿名で、選挙に関する否とを問わず政治活動に関する寄附をしてはなりません。また、これを受けてもいけません。

ただし、街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において、政党又は政治資金団体に対してする寄附で、その金額が1,000円以下のものについては差し支えありません。

#### (4) 寄附のあっせんの規制

寄附のあっせん規制は、寄附の任意性を確保するための制限で、何人も、政治活動に関する寄附のあっせんをする場合においては、相手方に対し、業務、雇用その他の関係又は組織の影響力を利用して威迫するなど不当にその意思を拘束するような方法で、あっせんに係る行為をしてはならず、また、寄附をしようとする者の意思に反して、その者の賃金、工賃、下請代金その他性質上これらに類するものからの控除による方法で、寄附を集めることは禁止されています。

## 2. 公職選挙法上の寄附の制限（後援団体に関する寄附の禁止）

後援団体とは、特定の候補者の政治上の主義若しくは施策を支持し、又は特定の候補者等を推薦し、若しくは支持することがその政治活動のうち主たるものである団体をいいますが、この後援団体は、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず寄附をしてはなりません。

ただし、政党その他の政治団体や当該候補者等（候補者等に対しては、選挙運動に関するものを除き、金銭及び有価証券による寄附は禁止されています。）に対し寄附をする場合及び当該後援団体はその設立目的により行う行事又は事業に関し寄附（花輪、供花、香典、祝儀等及び当該候補者等に係る公職の任期満了の日前90日に当たる日（解散による選挙の場合には、解散の翌日、また市町村の新設合併による選挙の場合は、合併の日の翌日）から選挙の期日までの間にされるものは禁止されています。）をすることは認められています。

また、この期間内は、何人も、後援団体の総会その他の集会において、当該選挙区内にある者に対し、饗応接待をし、又は金銭若しくは記念品その他の物品を供与することが禁止されます。

さらに、この期間内は、候補者等本人が後援団体（資金管理団体を除く。）に寄附をすることが禁じられています。

※ 政治資金規正法における「公職の候補者」及び公職選挙法における「候補者等」とは、公職の候補者又は公職の候補者になろうとする者（公職にある者を含む。）をいいます。

### 3. 政治資金パーティーの対価の支払に関する制限等

#### (1) 政治資金パーティーの対価の支払の収受の額の制限

政治資金パーティーを開催する者は、ひとつの政治資金パーティーにつき、同一の者から、150万円を超えて対価の支払を受けてはなりません。また対価の支払をする者も同様の制限を受けます。

#### (2) 匿名等の対価の支払の収受の制限

何人も、本人の名義以外の名義又は匿名で、政治資金パーティーの対価の支払をしてはなりません。またこれを受けてもいけません。

#### (3) 威迫等によるあっせんの禁止

政治資金パーティーの対価の支払のあっせんについても、政治活動に関する寄附のあっせんと同様、相手方に対し業務、雇用その他の関係又は組織の影響力を利用して威迫する等不当にその意思を拘束するような方法によるあっせんや対価の支払をしようとする者の意思に反してその者の賃金、工賃、下請代金その他性質上これらに類するものからの控除による方法によるあっせんが禁止されています。

#### (4) 政治資金パーティーの対価の支払である旨の告知

政治資金パーティーを開催する者は、その対価の支払を受けるに際し、支払者に対して、「この催物は、政治資金規正法第8条の2に規定する政治資金パーティーです。」という文言を載せた書面により、あらかじめ告知しなければなりません。

#### (5) 政治団体以外の者による政治資金パーティー開催の制限

政治団体以外の者がその対価の支払に係る収入額が1千万円以上になると見込まれる政治資金パーティーを開催するときは、この政治団体以外の者は政治団体とみなされ、会計帳簿の備え付け、設立届・異動届等の届出書の提出、当該政治資金パーティーに係る収支報告書の提出等、政治団体に準じた各種制限が課されることとなります。

## (参考4) 個人献金に対する課税上の優遇措置

### 1. 優遇措置の内容

個人が政治活動に関する寄附をした場合において、一定の要件を満たすものについては、所得税の計算上所得から控除し、あるいは、一定の割合を所得税から控除することとしているものです。

### 2. 優遇措置の適用要件

優遇措置を受けるには、次の要件の全てに適合することが必要です。

#### (1) 個人の寄附

個人がした政治活動に関する寄附であること。

ただし、政治資金規正法の規定に違反した寄附は対象となりません。

#### (2) 寄附の相手方の範囲

ア 政党・政治資金団体

イ 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体で、国会議員が主宰するもの又はその主要な構成員が国会議員であるもの

ウ 国会議員、県議会議員及び知事並びに指定都市の議会議員及び市長のいわゆる後援団体（法第3条第1項第2号の団体）であって、会則等にその推薦支持する候補者の氏名が明記され、かつ被推薦書が提出されていること。なお、国会議員関係政治団体にあつては、国会議員関係政治団体に該当する旨の通知が提出されていることが必要です。

ただし、現職にない候補者の後援団体については、立候補した日の属する年とその前年の2年間に限定されています。

#### (3) 収支報告書への記載

収支報告書様式（その7）に、優遇措置の適用を受けようとする寄附者の氏名、住所、職業、寄附の金額及び年月日が記載されていること。

なお、優遇措置を受けようとする寄附者については、年間5万円以下の金額であっても収支報告書に氏名等が記載されていることが必要です。

### 3. 優遇措置を受けることができる控除額（国税庁HP参照：<https://www.nta.go.jp>）

#### (1) 寄附金控除の控除額の計算方法

寄附金控除額＝〔(その年に支出した特定寄附金の額の合計額)と(その年の総所得金額等の40%相当額)とのいずれか低い方の金額〕－2千円

(注1)「特定寄附金」とは、国や地方公共団体に対する寄附や公益法人に対する寄附で財務大臣が指定した寄附等をいい、個人が拠出する政治献金で一定の要件に該当するものについても、この特定寄附金とみなされることとされています（租税特別措置法第41条の18）。

(注2)「総所得金額等」とは、純損失、雑損失、その他各種損失の繰越控除後の総所得金額、特別控除前の分離課税の長（短）期譲渡所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る配当所得の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額及び退職所得金額の合計額をいいます。

(2) 個人が平成7年1月1日から令和11年12月31日までに支払った政党又は政治資金団体に対する政治活動に関する寄附金で一定のもの（以下「政党等に対する寄附金」といいます。）については、支払った年分の所得控除としての寄附金控除の適用を受けるか、又は次の算式で計算した金額（その年分の所得税額の25%相当額を限度とします。）について税額控除の適用を受けるか、いずれか有利な方を選択することができます。[令和6年10月1日現在法令等]

(注) 「一定のもの」とは、法第3条第2項に規定する政党及び法第5条第1項第2号に規定する政治資金団体に対する政治活動に関する寄附（同法の規定に違反することとなるもの及びその寄附をした人に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。）で、法第12条又は第17条の規定による報告書により報告されたものをいいます。

(特別控除額の計算)

$$\left[ \begin{array}{l} \text{その年中に支払った} \\ \text{政党等に対する寄附} - 2 \text{千円} \\ \text{金の額の合計額} \end{array} \right] \times 30\% = \begin{array}{l} \text{政党等} \\ \text{寄附金} \\ \text{特別控除額} \end{array} \left[ \begin{array}{l} 100 \text{円未満} \\ \text{の端数} \\ \text{切り捨て} \end{array} \right]$$

(注1) 「その年中に支払った政党等寄附金の額の合計額」については、その年分の総所得金額等の40%相当額が限度とされます。

ただし、寄附金控除の適用を受ける特定寄附金の額、公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受ける公益社団法人等寄附金の額、認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受ける認定NPO法人等寄附金の額（以下「特定寄附金等の額」といいます。）がある場合で、政党等に対する寄附金の額の合計額にその特定寄附金等の額の合計額を加算した金額がその年分の総所得金額等の40%相当額を超えるときは、その40%相当額からその特定寄附金等の額の合計額を控除した残額とされます。

(注2) 「2千円」については、特定寄附金等の額がある場合には2千円からその特定寄附金等の額の合計額を控除した残額とされます。

(注3) 本文中の「所得税額」は、所得税法および租税特別措置法の税額控除の規定ならびに災害減免法の規定を適用しないで計算したその年分の所得税額をいい、この控除は住宅借入金等特別控除を適用した後の所得税の額から控除することになります。

#### 4. 適用除外

法の規定に反する寄附及び寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められる寄附（例えば、候補者本人が自分の後援団体に対して寄附をする場合や議員がお互いに相手方の後援会に寄附をし合う場合など。）については、優遇措置の適用はありません。

#### 5. 手続

政党又は後援団体は、寄附金（税額）控除のための書類（記載例参照）を作成し、県選挙管理委員会又は総務大臣の確認を受け、この書類を寄附者に交付してください。寄附者は確定申告書にこの書類を添付して、税務署に提出します。

確定申告の期限までに「確認書」が間に合わない場合は、とりあえず「確認書」に代えて「寄附金の領収書（写）」を添付して申告し、後日「確認書」の送付を受けた後、速やかに税務署に提出してください。

なお、お分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署（個人課税部門）にお問い合わせください。

#### 6. 参考

国会議員（衆議院の比例代表選出議員を除く。）、都道府県の議会議員、都道府県知事又は指定都市の議会議員若しくは市長の職の候補者として、公職選挙法第86条、第86条の3又は第86条の4の規定により届出のあった者に対して、個人がその選挙運動に関してした寄附についても、同法第189条の規定による報告書により報告されたものは、課税上の優遇措置の対象となります。

(確認欄)

## 寄附金（税額）控除のための書類

この寄附金は、政治資金規正法第12条若しくは第17条又は公職選挙法第189条の規定による報告書により報告されたものです。

(寄附をした者)

氏名								
住所								
寄附金の額		百万	十万	万	千	百	十	円
寄附年月日	令和 年 月 日							

(寄附を受けた団体)

名称		
所在地		
団体の区分 〔いずれか該当するもの の番号を○で表示〕	政党又は政治資金団体 〔租税特別措置法第41条の18 第1項第1号又は第2号〕	左記以外の特定の政治団体 〔租税特別措置法第41条の18 第1項第3号又は第4号〕
	1	2
租税特別措置法第41条の18 第1項第3号該当の場合	その団体の主宰者又は主要な 構成員である国会議員の氏名	
租税特別措置法第41条の18 第1項第4号該当の場合 〔同号イ該当の場合(2)の 記載は必要ありません。〕	(1) その団体が推薦し又は支持 する者の氏名	
	(2) 上記(1)の者が立候補した 選挙名及び立候補年月日	選挙 令和 年 月 日

(寄附を受けた個人)

公職の候補者	(1) 公職の候補者の氏名	
	(2) 上記(1)の者が立候補した 選挙名及び立候補年月日	選挙 令和 年 月 日
住所		

(寄附の内訳)

年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円

県選管（又は総務大臣）が確認

(確認欄)

寄附金（税額）控除のための書類

この寄附金は、政治資金規正法第12条若しくは第17条又は公職選挙法第189条の規定による報告書により報告されたものです。

(寄附をした者)

Table with 2 main columns: Name (甲野一郎), Address (岡山県〇〇市〇〇町〇-〇-〇), Amount (¥1,200,000), Date (令和 年 月 日).

(寄附を受けた団体) 寄附が同一年に2回以上された場合は、記載は必要ありません。

Table for recipient organization (丙丁会) with columns for name, address, category (1 or 2), and representative name (乙野二郎).

(寄附を受けた個人)

Table for individual recipient with columns for candidate name, date, and address.

推薦し又は支持する者が現職でない場合に、記入してください。

(寄附の内訳)

Table with 6 columns: Date, Amount, Date, Amount, Date, Amount. Includes a note: 寄附が同一年に2回以上された場合に記入します。

## (参考5) 収支報告関係の罰則

法は、政治団体に一定の届出義務を課し、その会計処理に一定の定めを設け、収支に関する報告を求め、政治資金の授受に関する一定の制限を課していますが、その履行を担保するために、罰則を設けています。ここでは、会計処理、収支報告等に関する罰則をまとめています。

### 1. 会計処理、収支報告等に関する罰則

法に違反した場合の主な罰則には、下記のものがあります。

違反の内容	罰則
無届団体の寄附の受領、支出の禁止違反	5年以下の禁錮又は100万円以下の罰金
会計帳簿の備付け違反、不記載、虚偽記載 (※1)	3年以下の禁錮又は50万円以下の罰金
明細書の不提出、不記載、虚偽記載 (※1)	3年以下の禁錮又は50万円以下の罰金
領収書等の不徴収、不送付、虚偽記載 (※1)	3年以下の禁錮又は50万円以下の罰金
会計帳簿、明細書、領収書等、徴難明細書、振込明細書、支出目的書の保存義務違反、これらへの虚偽記載(※1)	3年以下の禁錮又は50万円以下の罰金
収支報告書、添付文書、政治資金監査報告書の不提出(※1、※2)	5年以下の禁錮又は100万円以下の罰金
収支報告書、添付文書の不記載、虚偽記載 (※1、※2)	5年以下の禁錮又は100万円以下の罰金
政治資金監査報告書の虚偽記載	30万円以下の罰金

※1については重過失の場合も含まれます。

※2については、代表者が会計責任者の選任、監督について相当の注意を怠ったときは、50万円以下の罰金に処せられます。

### 2. 公民権の停止

政治資金規正法に定める罪（政治資金監査等に係るもの以外）を犯した者は、公職選挙法に関する罪を犯した者と同様、下記の期間、公民権（公職選挙法に規定する選挙権及び被選挙権）が停止されます。

ア 禁錮刑に処せられた者

裁判が確定した日から刑の執行を終わるまでの間とその後の5年間

イ 罰金刑に処せられた者

裁判が確定した日から5年間

ウ これらの刑の執行猶予の言い渡しを受けた者

裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間

なお、政治資金規正法違反によりその公民権を停止される場合においては、あわせて選挙運動も禁止されます。